

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道宿泊税条例…………… (税務課・観光振興課)	1
○北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の特例に関する条例…………… (ゼロカーボン産業課)	6
○刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例…………… (文書課)	11
○北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例 (総合政策部総務課)	14
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (総合政策部総務課)	15
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (環境生活部総務課)	16
○北海道生物の多様性の保全等に関する条例の一部を改正する条例…………… (自然環境課)	16
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課)	17
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (保健福祉部総務課)	17
○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (子ども政策企画課)	18
○北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例…… (子ども家庭支援課)	18
○北海道地球温暖化防止対策条例の一部を改正する条例…………… (ゼロカーボン戦略課)	18
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (農政課)	18
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例…………… (建設部総務課)	19
○北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例…………… (建築指導課)	33
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例…… (警察本部会計課)	33
○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課)	38

○北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… (教育庁教職員事務課)	54
○市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… (教育庁教職員事務課)	62
○北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… (警察本部警務課)	64

条 例

北海道宿泊税条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第83号

北海道宿泊税条例
(課税の根拠)

第1条 道は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第4条第6項の規定に基づき、地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旅館業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。

(2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。

(3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。

(4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。

(5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

(納税義務者等)

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒及び学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者

(2) 次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加している満3歳以上の幼児

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第1項に規定する保育所並びに同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設

(3) 前2号に規定する修学旅行その他学校行事又は行事の引率者

(税率)

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊について、次の各号に掲げる宿泊料金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 2万円未満のもの 100円

(2) 2万円以上5万円未満のもの 200円

(3) 5万円以上のもの 500円

(徴収の方法)

第6条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第7条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、宿泊税の徴

収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 前2項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(申告納入の手続等)

第8条 特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税について、当該期間直後の同表の当該右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他知事が必要と認める事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって指定金融機関（収納代理金融機関を含む。第11条において同じ。）又は出納員（収入に関し出納員の事務の委任を受けた会計職員を含む。第11条において同じ。）に納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内に、これを申告納入しなければならない。

12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

(特別徴収義務者としての登録)

第9条 特別徴収義務者は、宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を開始しようとする日前5日（第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者は当該指定の通知を受けた日後10日）までに、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して、特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 宿泊施設の名称及び所在地

(3) 客室数その他設備の概要

(4) 経営開始予定年月日（第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者にあっては、当該指定の通知を受けた日）

(5) その他知事が必要と認める事項

- 2 知事は、前項の申請書を受理した場合には、当該特別徴収義務者を特別徴収義務者として登録するとともに、当該特別徴収義務者に対しその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者は、登録を受けた事項に変更があった場合は、遅滞なく、規則で定める登録変更申請書を知事に提出して、登録の変更を申請しなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の登録変更申請書の提出があった場合について準用する。
- 5 特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 前項の規定による届出をした者であって、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、再開までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 7 特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

- 第10条** 知事は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。
- 2 前項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
 - (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 宿泊税を受け取ることができなくなった事由及びその金額の明細又は徴収した宿泊税額を失った事由及びその金額の明細

(3) その他知事が必要と認める事項

- 3 知事は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。
- 4 知事は、第1項の申請があった場合には、同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(更正及び決定に係る不足金額等の納入)

- 第11条** 特別徴収義務者は、法第733条の16第4項、第733条の18第8項又は第733条の19第5項の規定による宿泊税に係る更正又は決定の通知を受けた場合は、当該不足金額（更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。）及び過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を、それぞれ当該通知で指定する納期限までに、納入書によって指定金融機関又は出納員に納入しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

- 第12条** 特別徴収義務者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を宿泊施設ごとに記載し、当該帳簿を第8条に規定する納入申告書の提出期限（次項において「提出期限」という。）の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額
 - (2) その他知事が必要と認める事項
- 2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、当該書類を提出期限の翌日から起算して2年を経過する日まで保存しなければならない。
 - (1) 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの
 - (2) その他知事が必要と認める書類
(関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

- 第13条** 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己

が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第14条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつ

て当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（道税に関する条例等の規定の適用）

第15条 第13条各項又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する道税に関する条例又は規則の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

（賦課徴収）

第16条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の定めるところによる。この場合

において、同条例第3条第2項中「(3) 狩猟税」とあるのは 「(3) 狩猟税
(4) 宿泊税」

と、同条例第8条第1項中「(11) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける地（狩猟者の登録を受ける地が札幌市である場合にあっては、石狩振興局の所管区域内の地）」とあるのは 「(11) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける地（狩猟者の登録を受

ける地が札幌市である場合にあっては、石狩振興局の所管区域内の地）」と、

同条例第20条の2中「この条例」とあるのは「この条例又は北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）」とする。

（賦課徴収の特例）

第17条 宿泊税の賦課徴収は、市町村宿泊税（法第5条第3項又は第7項の規定により市町村が宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して課する税をいう。以下この条及び第23条第1項において同じ。）を課す市町村（以下この条において「宿泊税課税市町村」という。）に法第20条の3第1項ただし書の規定により

宿泊税の賦課徴収を処理させる場合には、第7条第2項、第9条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。次項第3号において同じ。）、第10条第1項、第3項及び第4項並びに前条の規定にかかわらず、当該宿泊税課税市町村の市町村宿泊税の賦課徴収の例によりこれと併せて行うものとする。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 宿泊税課税市町村の長が市町村宿泊税の申告納入の期限を延長したときは、前条の規定にかかわらず、当該市町村宿泊税が課された宿泊に係る宿泊税の申告納入の期限についても、同一期間延長されたものとする。
- (2) 宿泊税課税市町村の長が市町村宿泊税又はその延滞金額を減免したときは、前条及び第20条の規定にかかわらず、当該市町村宿泊税が課された宿泊に係る宿泊税又はその延滞金額についても、当該市町村宿泊税又は延滞金額に対する減免の割合と同じ割合により減免されたものとする。
- (3) 宿泊税に関する申告、届出又は申請（以下この条において「申告等」という。）は、第8条、第9条（第2項を除く。）、第10条第2項及び前条の規定にかかわらず、市町村宿泊税の申告等の例によりこれと併せて、宿泊税課税市町村の長にしなければならない。
- (4) 特別徴収義務者（宿泊税課税市町村の区域内に所在する宿泊施設に係る特別徴収義務者に限る。）は、第8条及び第11条の規定にかかわらず、宿泊税に係る徴収金を、市町村宿泊税に係る徴収金の納入の例によりこれと併せて、納入しなければならない。
- (5) 第10条第1項の規定による徴収不能額等の還付は、同項の規定にかかわらず、市町村宿泊税の徴収不能額等の還付の例によりこれと併せて、宿泊税課税市町村の長が行うものとする。
- (6) 宿泊税課税市町村は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税について、当該期間直後の同表の当該右欄に定める期限までに、道に払い込むものとする。

1月1日から3月末日まで	4月末日
4月1日から6月末日まで	7月末日
7月1日から9月末日まで	10月末日
10月1日から12月末日まで	1月末日

(7) 宿泊税課税市町村の長は、規則で定めるところにより、知事に対し宿泊税額その他必要な事項を報告するものとする。

（現行犯事件の臨検等を行うことができる間接地方税の指定）

第18条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号に規定する法定外目的税であって、条例で指定するものとする。

（夜間執行の制限を受けない地方税の指定）

第19条 宿泊税は、地方税法施行令第6条の22の9第4号に規定する法定外目的税であって、条例で指定するものとする。

（減免）

第20条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免する。

（宿泊税の使途）

第21条 知事は、道に納入された宿泊税額に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を、観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化並びに災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化その他の地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てなければならない。

（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項の規定によって帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたとき又は同項の帳簿を隠匿したとき。
- (2) 第12条第1項の規定に違反して同項の帳簿を5年間保存しなかったとき。
- (3) 第12条第2項の規定によって作成すべき書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成したとき又は同項の書類を隠匿したとき。
- (4) 第12条第2項の規定に違反して同項の書類を2年間保存しなかったとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（適用除外）

第23条 市町村宿泊税に係る市町村の条例において市町村宿泊税の税率として宿泊料金に対する割合を定めている市町村であって規則で定めるものにおいては、この条例（この条を除く。）の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、同項の規則で定める市町村は、道に対し、当該規則で定める市町村においてこの条例（同項を除く。）の規定の適用があるものとした場合における道が徴収すべき宿泊税の額に相当するものとして規則で定める額の金銭を交付するものとする。

（規則への委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

（経過措置）

3 施行日において現に宿泊施設を経営している者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなして、第9条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「開始しようとする日前5日」とあるのは、「開始する日後5日」とする。

4 第7条第2項の規定による特別徴収義務者の指定、第9条第1項の規定による登録の申請、同条第2項の規定による登録及び登録の通知並びに北海道税条例第5条第1項の規定による宿泊税に関する納税管理人の申告及び承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても第7条第2項及び第9条並びに北海道税条例第5条第1項の規定の例により行うことができる。

（検討）

5 知事は、この条例の施行後5年ごとに、観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化並びに災害等の観光分

野における危機に対応するための取組の強化の推進状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第84号

北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、法人の道民税、法人の事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税について北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の特例を設けるとともに、その特例の適用に必要な事業計画の認定等に関する事項を定めることにより、地域における自然環境及び生活環境との調和の下に、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する産業及び金融機能の集積並びに当該産業の供給網の構築を図り、もって北海道経済の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 脱炭素成長型経済構造 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）第2条第1項に規定する脱炭素成長型経済構造をいう。

(2) 脱炭素成長型経済構造移行産業 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を促進することが期待できる産業をいう。

(3) 特定事業 次のいずれかに該当する事業をいう。

ア 脱炭素成長型経済構造移行産業のうち道内において本道の有する再生可能エネルギー（北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）第2条第6号に規定する再生可能エネルギーをいう。イにおいて同じ。）の潜在力を有効に活用する事業であって、規則で定めるもの

イ 札幌市内において脱炭素成長型経済構造移行産業のうち道内において本道の有する再生可能エネルギーの潜在力を有効に活用する事業への投資その他の金融サービスを提供する事業又は情報技術を用いた革新的な金融サービスを提供する事業のうち、規則で定めるもの

(4) 特定事業者 次のいずれかに該当する事業者をいう。

ア 前号アに規定する事業を営み、若しくは営もうとする法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。）若しくは法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下アにおいて同じ。）の引受けを行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）又は法人課税信託の引受けを行う個人を含む。以下この号及び第6条第1項において同じ。）又は当該事業を営む法人を設立しようとする者

イ 前号イに規定する事業を営み、若しくは営もうとする法人又は当該事業を営む法人を設立しようとする者

（特定事業計画の認定）

第3条 特定事業者は、規則で定めるところにより、特定事業に関する計画（以下この条及び次条第1項において「特定事業計画」という。）を作成し、知事の認定を申請することができる。

2 特定事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 特定事業者に関する事項
- (2) 特定事業の内容
- (3) 特定事業の計画期間
- (4) 特定事業に係る設備投資又は不動産の取得に関する事項
- (5) 特定事業計画の実施に伴う労務に関する事項
- (6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による特定事業計画の認定の申請があった場合において、その特定事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、特定事業に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができ

る。

(1) 脱炭素成長型経済構造移行産業及び金融機能の集積並びに当該脱炭素成長型経済構造移行産業の供給網の構築を図り、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資するものであって、規則で定める要件に適合するものであると認められること。

(2) 地域における自然環境及び生活環境との調和が図られ、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(3) 当該特定事業計画に係る特定事業の実施により常時雇用する従業員の数が規則で定める数以上に増加することが見込まれるものであることその他従業員に関し規則で定める要件に適合するものであること。

(4) 当該特定事業計画に係る特定事業につき公害を防止するための適切な措置を講ずるものであること。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により認定を申請した者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該認定をしないものとする。

(1) 道税の滞納があるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により認定を受けようとしたとき。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を申請した者に通知するものとする。

（認定特定事業計画の変更）

第4条 前条第3項の認定を受けた特定事業者（以下「認定特定事業者」という。）は、当該認定を受けた特定事業計画（以下「認定特定事業計画」という。）の変更をしようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の認定について準用する。

（認定特定事業の開始等の届出）

第5条 認定特定事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 第3条第3項の認定を受けた日から令和15年3月31日までに認定特定事業計画に係る特定事業（以下「認定特定事業」という。）に係る事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を設置したとき。

(2) 認定特定事業に係る事務所等の設置の日の翌日から起算して1年以内に当該事務所等を事業の用に供したとき。

(3) 第3条第3項の認定を受けた日から令和15年3月31日までに認定特定事業（第2条第3号アに規定する事業に限る。次号及び第5号において同じ。）に係る家屋若しくは償却資産（法人税法施行令第13条第2号及び第3号に掲げるものに限る。以下同じ。）又はその敷地である土地を取得したとき。

(4) 認定特定事業に係る家屋又は償却資産の敷地である土地の取得（この条例の施行の日以後の取得に限る。）の日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設又は償却資産の設置に着手したとき。

(5) 認定特定事業に係る家屋又は償却資産の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該家屋又は償却資産を事業の用に供したとき。

（認定特定事業の報告等）

第6条 前条（第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定による届出をした認定特定事業者又は認定革新的特定事業者（認定特定事業者のうち新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な特定事業として知事が認める事業を営む法人であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、認定特定事業の実施期間内の日を含む毎事業年度終了後、当該認定特定事業に係る事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、同条（第5号に係る部分に限る。）の規定による届出に係る償却資産に対して課する固定資産税の最初の賦課期日（地方税法（昭和25年法律第226号）第359条に規定する固定資産税の賦課期日をいう。）が当該事業報告書を提出する対象である事業年度終了の前日に到来する場合は、当該届出をした認定特定事業者は、規則で定めるところにより、当該賦課期日が到来した日以後当該事業年度終了の前日に当該事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、規則で定めるところにより、当該事業報告書を提出する対象である事業年度の末日（同項ただし書の規定により事業報告書を提出する場合にあっては、前条第5号に該当することとなったとき）における従業員の数、公害防止に関する事項その他認定特定事業の実施状況に関する事項を記載しなければならない。

3 知事は、第1項の事業報告書の提出を受けたときは、規則で定めるところに

より、前条の規定による届出の状況及び当該事業報告書の内容を踏まえ、認定特定事業が認定特定事業計画（第4条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この項及び第8条第1項において同じ。）に基づき円滑かつ確実に実施されたことを確認し、課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）の適否、課税免除等の対象となる道税の税目及び課税免除等の算定に必要な次に掲げる割合を決定するものとする。

(1) 認定特定事業者が道内において実施する事業に占める認定特定事業の割合（以下「認定特定事業割合」という。）

(2) 認定特定事業者が認定特定事業計画に基づき取得した家屋、その敷地である土地及び償却資産の敷地である土地の面積に占める認定特定事業（第2条第3号アに規定する事業に限る。以下この号及び次号において同じ。）の用に供している当該家屋（認定特定事業の用に供する部分に限る。）、その敷地である土地及び償却資産（認定特定事業の用に供する部分に限る。）の敷地である土地の面積の割合（第16条において「認定特定事業供用割合」という。）

(3) 認定特定事業者が認定特定事業計画に基づき取得した償却資産のうち地方税法第349条の4第1項に規定する大規模の償却資産（以下この号及び第17条において「大規模償却資産」という。）の価額に占める認定特定事業の用に供している大規模償却資産（認定特定事業の用に供する部分に限る。）の価額の割合（第17条において「認定特定事業償却資産割合」という。）
（認定特定事業の廃止等の届出）

第7条 認定特定事業者は、認定特定事業を廃止し、休止し、又は休止した認定特定事業を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

（認定の取消し）

第8条 知事は、認定特定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定特定事業計画の認定を取り消すことができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、特定事業に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(1) 令和15年3月31日までに認定特定事業に係る事務所等の設置又は家屋若しくは償却資産の取得をしていないとき。

- (2) 認定特定事業計画が第3条第3項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 第3条第4項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 前条の規定による廃止の届出があったとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により、第3条第3項の認定を受け、第5条の規定による届出をし、又は第6条第1項の事業報告書を作成し、若しくは提出したとき。
- (6) その他知事が認定を取り消すことが適当であると認めたとき。

2 第3条第5項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。
(報告徴収及び立入検査)

第9条 知事は、第3条から前条までの規定の施行に必要な限度において、認定特定事業者に対し、その認定特定事業に関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、認定特定事業者の事務所等その他その事業を行う場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(認定産業特定事業者に対する法人の道民税の課税免除等)

第10条 知事は、認定産業特定事業者（認定特定事業者のうち第2条第4号アに規定する事業者をいい、認定革新的特定事業者を除く。以下同じ。）に第6条第3項の決定をしたときは、当該認定特定事業を開始した日（当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業であると知事が認めるときは、知事が定める日。以下この条において同じ。）の属する事業年度の初日から10年以内に終了する各事業年度（第3条第3項の認定を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度に限る。）（当該事業年度中に第8条第1項の規定により認定を取り消された場合にあっては、当該事業年度の前年度までの各事業年度）の法人の道民税について、当該各事業年度に係る法人税割額（当該法人税割額については、地方税法第53条第36項から第38項まで及び第50項の規定による控除前の額とする。）

から、当該各事業年度に係る法人税割の課税標準となる法人税額に当該事業年度における認定特定事業割合を乗じて得た額に北海道税条例第33条（同条例附則第13条の規定の適用を受ける場合を含む。）に規定する税率を乗じて得た額に次の表の左欄に掲げる当該各事業年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を免除するものとする。

各事業年度	割合
当該認定特定事業を開始した日の属する事業年度の初日から5年以内に終了する各事業年度	10分の10
当該認定特定事業を開始した日の属する事業年度の初日から5年を超え10年以内に終了する各事業年度	2分の1

(認定金融特定事業者に対する法人の道民税の課税免除等)

第11条 知事は、認定金融特定事業者（認定特定事業者のうち第2条第4号イに規定する事業者をいい、認定革新的特定事業者を除く。第14条において同じ。）に第6条第3項の決定をしたときは、当該認定特定事業を開始した日（当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業であると知事が認めるときは、知事が定める日）の属する事業年度の初日から10年以内に終了する各事業年度（第3条第3項の認定を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度に限る。）

（当該事業年度中に第8条第1項の規定により認定を取り消された場合にあっては、当該事業年度の前年度までの各事業年度）の法人の道民税について、当該各事業年度に係る法人税割額（当該法人税割額については、地方税法第53条第36項から第38項まで及び第50項の規定による控除前の額とする。）から、当該各事業年度に係る法人税割の課税標準となる法人税額に当該事業年度における認定特定事業割合を乗じて得た額に北海道税条例第33条（同条例附則第13条の規定の適用を受ける場合を含む。）に規定する税率を乗じて得た額を免除するものとする。

(認定革新的特定事業者に対する法人の道民税の課税免除等)

第12条 第10条の規定は、認定革新的産業特定事業者（認定革新的特定事業者のうち、第2条第4号アに規定する事業者をいう。第15条第1項において同じ。）に第6条第3項の決定をしたときの法人の道民税の課税免除等について

準用する。この場合において、第10条中「当該認定特定事業を開始した日（当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業であると知事が認めるときは、知事が定める日。以下この条において同じ。）」とあるのは「その法人の設立の日」と、同条の表中「当該認定特定事業を開始した日」とあるのは「法人の設立の日」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定革新的金融特定事業者（認定革新的特定事業者のうち、第2条第4号イに規定する事業者をいう。第15条第2項において同じ。）に第6条第3項の決定をしたときの法人の道民税の課税免除等について準用する。この場合において、前条中「当該認定特定事業を開始した日（当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業であると知事が認めるときは、知事が定める日）」とあるのは、「その法人の設立の日」と読み替えるものとする。

（認定産業特定事業者に対する法人の事業税の課税免除等）

第13条 知事は、認定産業特定事業者に第6条第3項の決定をしたときは、当該認定特定事業を開始した日（当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業であると知事が認めるときは、知事が定める日。以下この条において同じ。）の属する事業年度の初日から10年以内に終了する各事業年度（第3条第3項の認定を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度に限る。）（当該事業年度中に第8条第1項の規定により認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度の前年度までの各事業年度）の法人の事業税について、当該各事業年度に係る事業税額（当該事業税額については、地方税法第72条の24の11の規定による控除前の額とする。）から、課税標準となる付加価値額、資本金等の額、所得及び収入金額にそれぞれ当該事業年度における認定特定事業割合を乗じて得た額に北海道税条例第39条（同条例附則第7条の規定の適用を受ける場合を含む。）に規定する税率を乗じて得た額の合計額に次の表の左欄に掲げる当該各事業年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を免除するものとする。

各事業年度	割合
-------	----

当該認定特定事業を開始した日の属する事業年度の初日から5年以内に終了する各事業年度	10分の10
当該認定特定事業を開始した日の属する事業年度の初日から5年を超え10年以内に終了する各事業年度	2分の1

（認定金融特定事業者に対する法人の事業税の課税免除等）

第14条 知事は、認定金融特定事業者に第6条第3項の決定をしたときは、当該認定特定事業を開始した日（当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業であると知事が認めるときは、知事が定める日）の属する事業年度の初日から10年以内に終了する各事業年度（第3条第3項の認定を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度に限る。）（当該事業年度中に第8条第1項の規定により認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度の前年度までの各事業年度）の法人の事業税について、当該各事業年度に係る事業税額（当該事業税額については、地方税法第72条の24の11の規定による控除前の額とする。）から、課税標準となる付加価値額、資本金等の額、所得及び収入金額にそれぞれ当該事業年度における認定特定事業割合を乗じて得た額に北海道税条例第39条（同条例附則第7条の規定の適用を受ける場合を含む。）に規定する税率を乗じて得た額の合計額を免除するものとする。

（認定革新的特定事業者に対する法人の事業税の課税免除等）

第15条 第13条の規定は、認定革新的産業特定事業者に第6条第3項の決定をしたときの法人の事業税の課税免除等について準用する。この場合において、第13条中「当該認定特定事業を開始した日（当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業であると知事が認めるときは、知事が定める日。以下この条において同じ。）」とあるのは「その法人の設立の日」と、同条の表中「当該認定特定事業を開始した日」とあるのは「法人の設立の日」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定革新的金融特定事業者に第6条第3項の決定をしたときの法人の事業税の課税免除等について準用する。この場合において、前条中「当該認定特定事業を開始した日（当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業で

あると知事が認めるときは、知事が定める日)」とあるのは、「その法人の設立の日」と読み替えるものとする。

(不動産取得税の課税免除等)

第16条 知事は、認定産業特定事業者第6条第3項の決定をしたときは、当該認定特定事業の用に供する家屋、その敷地である土地及び償却資産の敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税額から、それぞれ当該家屋、その敷地である土地又は償却資産の敷地である土地の課税標準となる価格に認定特定事業供用割合を乗じて得た額に北海道税条例第44条（同条例附則第7条の3の規定の適用を受ける場合を含む。）に規定する税率を乗じて得た額を免除するものとする。

(道固定資産税の課税免除等)

第17条 知事は、認定産業特定事業者第6条第3項の決定をしたときは、当該認定特定事業の用に供する大規模償却資産に対して課する道固定資産税額（当該大規模償却資産を取得し、又は製作した日（当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業であると知事が認めるときは、知事が定める日。以下この条において同じ。）以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後10年以内の各年（第3条第3項の認定を受けた日の属する年の翌年以後の各年に限る。）（当該年中に第8条第1項の規定により認定を取り消された場合にあっては、当該認定を取り消された日の属する年までの各年）の間に課すべきものに限る。）から、当該大規模償却資産に対して課する道固定資産税の算定に用いられた課税標準となる金額に認定特定事業償却資産割合を乗じて得た額に北海道税条例第89条の4に規定する税率を乗じて得た額に次の表の左欄に掲げる当該各年の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を免除するものとする。

各年	割合
当該大規模償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後5年以内の各年	10分の10
当該大規模償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後5年を超え10年以内の各年	2分の1

(課税免除等の取消し)

第18条 知事は、この条例の規定により課税免除等を受けた認定特定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該課税免除等を取り消すことができる。

- (1) 課税免除等の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により課税免除等を受けたとき。

(他の条例による課税免除等との調整)

第19条 この条例の規定による課税免除等は、他の条例の規定による課税免除等を受けることができるときはその課税免除等の限度において、行わない。

(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第85号

刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北海道情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号）第15条
- (2) 行政不服審査法施行条例（平成28年北海道条例第9号）第21条
- (3) 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第46条の9第1項
- (4) 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第65条から第68条まで
- (5) 北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年北海道条例第9号）

第79条及び第80条

- (6) 北海道エゾシカ対策推進条例（平成26年北海道条例第7号）第22条
- (7) 北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）第26条
- (8) 北海道暴走族の根絶等に関する条例（平成15年北海道条例第37号）第16条
- (9) 北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号）第54条
- (10) 北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第16条及び第17条
- (11) 北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第57条から第59条まで
- (12) 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成17年北海道条例第10号）第24条
- (13) 河川法施行条例（平成12年北海道条例第25号）第11条
- (14) 北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）第26条
- (15) 北海道迷惑行為防止条例（昭和40年北海道条例第34号）第10条、第11条及び第13条第2項
- (16) 北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例（平成13年北海道条例第44号）第15条第1項及び第2項
- (17) 北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年北海道条例第55号）第54条から第56条まで
（北海道職員等の分限に関する条例の一部改正）

第2条 北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）の一部を次のように改正する。

第6条中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（北海道職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第19条の3第1項第1号及び第6項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部改正）

第4条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し、同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項
- (2) 北海道空港条例（昭和36年北海道条例第41号）第14条第2項第2号
- (3) 北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成25年北海道条例第45号）第6条第1号イ
- (4) 北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例（平成28年北海道条例第19号）第4条第2号
（北海道恩給条例の一部改正）

第5条 北海道恩給条例（大正12年北海道庁令第174号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「懲役若ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第13条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第23条第1項第2号中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の1項を加える。

3 刑ノ全部ノ執行猶予ノ期間内又ハ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡後其ノ猶予ノ期間ヲ経過スルマデニ更ニ犯シタ罪（罰金以上ノ刑ニ当タルモノニ限ル）ニ付テ公訴ノ提起ガサレタルトキハ恩給法第46条第1項又ハ第60条第1項ノ普通恩給ノ停止ノ例ニ依リ退隠料ヲ停止ス

第30条第1項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の1項を加える。

3 刑ノ全部ノ執行猶予ノ期間内又ハ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡後其ノ猶予ノ期間ヲ経過スルマデニ更ニ犯シタ罪（罰金以上ノ刑ニ当タルモノニ限ル）ニ付テ公訴ノ提起ガサレタルトキハ恩給法第73条第1項ノ扶助料ノ停止ノ例ニ依リ扶助料ヲ停止ス

（北海道公害防止条例の一部改正）

第6条 北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号）の一部を次のように改正する。

第83条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第84条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第85条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(北海道立自然公園条例の一部改正)

第7条 北海道立自然公園条例(昭和33年北海道条例第36号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第39条から第41条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(北海道心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第8条 北海道心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年北海道条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(砂防法施行条例の一部改正)

第9条 砂防法施行条例(平成12年北海道条例第26号)の一部を次のように改正する。

第17条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号)の一部を次のように改正する。

第19条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第19条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号)の一部を次のように改正する。

第22条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第22条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(金属くず回収業に関する条例の一部改正)

第12条 金属くず回収業に関する条例(昭和32年北海道条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第23条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年6月1日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。附則第5項において「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下この項及び次項において「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
(人の資格に関する経過措置)
- 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
(北海道職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除

く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例第19条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第6項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに北海道職員等の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第10条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例第19条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号)第2条第2項において準用する場合を含む。)の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第11条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第86号

北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例

北海道総合政策部手数料条例(平成12年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表1の3の項第3欄を次のように改める。

ア イに掲げる場合以外の場合 2,300円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,300円)

イ 電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。次項から1の6の項までにおいて同じ。)を使用する方法により当該一般旅券の発給の申請をする場合 1,900円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、3,900円)

別表1の4の項第3欄を次のように改める。

ア イに掲げる場合以外の場合 2,300円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,300円)

イ 電子情報処理組織を使用する方法により当該一般旅

券の発給の申請をする場合
1,900円(旅券法第20条
第2項の規定の適用を受け
る場合にあつては、3,900
円)

別表1の5の項第3欄を次のように改める。

ア イに掲げる場合以外の場
合 2,300円(旅券法第20条
第2項の規定の適用を受け
る場合にあつては、4,300
円)
イ 電子情報処理組織を使用
する方法により当該一般旅
券の発給の申請をする場合
1,900円(旅券法第20条
第2項の規定の適用を受け
る場合にあつては、3,900
円)

別表1の6の項第3欄を次のように改める。

ア イに掲げる場合以外の場
合 2,300円(旅券法第20条
第2項の規定の適用を受け
る場合にあつては、4,300
円)
イ 電子情報処理組織を使用
する方法により当該一般旅
券の発給の申請をする場合
1,900円(旅券法第20条

第2項の規定の適用を受け
る場合にあつては、3,900
円)

附 則

- 1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請された旅券法(昭和26年法律第267号)第5条第1項から第4項までの規定に基づく一般旅券の発給に係る手数料については、なお従前の例による。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第87号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「右欄に掲げる市町村において(1)の申請、(7)若しくは(10)の返納、(8)の届出又は(12)の申出(以下この項において「申請等」という。)を行う者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている場合に係るものに限る、」を削り、「申請等の」を「申請の」に改める。

別表第2中「斜里町」を「斜里町 小清水町」に、「新冠町」を「新冠町 えりも町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の項の改正規定は、同年3月24日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定。以下同じ。)の施行の日前に旅券法(昭和26年法律第267号)又は旅券法施行規則(令和4年外務省令第10号)の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においてはこの条例による改正後の北海道総合政策部の事

務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第88号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中「(3)、(4)及び(13)に掲げる事務にあっては次表、」を削り、「別表第3」を「次表」に、「別表第4」を「別表第3」に、「別表第5」を「別表第4」に、「別表第6」を「別表第5」に改め、同表の4の3の項中「別表第7」を「別表第6」に改め、同表の8の項中「別表第8」を「別表第7」に、「別表第9」を「別表第8」に、「別表第10」を「別表第9」に、「別表第11」を「別表第10」に改める。

別表第2を削る。

別表第3中「新冠町」を「日高町 新冠町」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4中「岩見沢市 苫小牧市」を「北見市 夕張市 岩見沢市 網走市 苫小牧市 稚内市」に、「根室市」を「根室市 歌志内市」に、「せたな町」を「せたな町 寿都町」に、「長沼町」を「神恵内村 上砂川町 由仁町 長沼町」に、「新十津川町」を「浦臼町 新十津川町 妹背牛町」に、「初山別村」を「中川町 苫前町 初山別村」に、「遠軽町」を「猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 幌延町 美幌町 清里町 小清水町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 滝上町」に、「平取町 浦河町」を「日高町 平取町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町 士幌町 上士幌町」に、「足寄町」を「広尾町 足寄町 浦幌町」に改め、同表を別表第3とする。

別表第5中「岩見沢市 苫小牧市」を「夕張市 岩見沢市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市」に、「名寄市」を「名寄市 根室市 歌志内市」に、「蘭越

町」を「寿都町 蘭越町」に、「長沼町 月形町」を「神恵内村 由仁町 長沼町 月形町 浦臼町 妹背牛町」に、「愛別町」を「愛別町 上川町」に、「上富良野町」を「上富良野町 中富良野町」に、「下川町」を「下川町 美深町」に、「遠軽町」を「中川町 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 幌延町 美幌町 清里町 小清水町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 湧別町」に、「平取町」を「日高町 平取町 様似町 えりも町 新ひだか町 士幌町 上士幌町」に、「足寄町」を「更別村 広尾町 池田町 足寄町 浦幌町」に、「別海町」を「別海町 中標津町」に改め、同表を別表第4とする。

別表第6中「苫小牧市」を「網走市 苫小牧市 稚内市」に、「根室市」を「根室市 歌志内市」に、「せたな町」を「せたな町 寿都町」に、「長沼町」を「神恵内村 長沼町」に、「新十津川町」を「浦臼町 新十津川町 妹背牛町」に、「初山別村 遠軽町」を「中川町 苫前町 初山別村 猿払村 枝幸町 利尻町 美幌町 清里町 小清水町 置戸町 遠軽町 滝上町」に、「浦河町」を「浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町 士幌町 上士幌町」に、「足寄町」を「広尾町 足寄町 浦幌町」に改め、同表を別表第5とし、別表第7から別表第11までを1表ずつ繰り上げる。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の項の左欄に掲げる事務に係る浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた報告その他の行為で、同日以後においては同項の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた報告その他の行為とみなす。

北海道生物の多様性の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道条例第89号

北海道生物の多様性の保全等に関する条例の一部を改正する条例
北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項を次のように改める。

2 道は、地域生物多様性増進活動（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）第2条第3項に規定する地域生物多様性増進活動をいう。以下この項において同じ。）を行おうとする者が同法第9条第1項に基づき増進活動実施計画を作成する場合又は同法第11条第1項に基づき連携増進活動実施計画を作成する場合には、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、当該計画に基づく地域生物多様性増進活動を行う者との連携に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第90号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表39の項中「6,000円」を「23,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道条例第91号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の2の項(7)の次に次のように加える。

- (8) 法第40条の3第1項の規定による障害者虐待に係る通報の受理
- (9) 法第40条の3第2項の規定による障害者虐待に係る届出の受理
- (10) 法第40条の5第1項の規定による精神障害者に対する虐待に関する報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、立入検査、質問又は診察及び指定医の指定
- (11) 法第40条の6第1項の規定による精神科病院の管理者に対する改善計画の提出の要求若しくは変更の命令又は必要な措置の命令
- (12) 法第40条の6第2項の規定による精神科病院の管理者が命令に従わなかった旨の公表
- (13) 法第40条の6第3項の規定による精神科病院の管理者に対する精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部の制限の命令
- (14) 法第40条の6第4項の規定による精神科病院の管理者に対する命令の公示

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の2の項の左欄に掲げる事務に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、同日以後においては旭川市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、旭川市長のした処分その他の行為又は旭川市長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第92号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）の一部を次のように改正する。

第16条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第93号

北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

第36条中「少年警察補導員」を「少年の補導に関する事務に従事する警察職員（警察官を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第36条の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道地球温暖化防止対策条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第94号

北海道地球温暖化防止対策条例の一部を改正する条例

北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）の一部を次のように改正する。

第27条の2中「第18条各号」を「第20条各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第95号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第5の表中「帯広市」を「小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 夕張市 岩見沢市 網走市」に、「芦別市」を「稚内市 美瑛市 芦別市 江別市 赤平市」に、「名寄市」を「名寄市 三笠市 根室市 千歳市」に、「富良野市 伊達市」を「深川市 富良野市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 北斗市」に、「知内町」を「松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町」に、「せたな町」を「せたな町 島牧村 寿都町」に、「共和町」を「共和町 岩内町 積丹町 古平町 仁木町」に、「赤井川村」を「赤井川村 南幌町」に、「浦臼町」を「長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町」に、「猿払村」を「猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町」に、「置戸町」を「訓子府町 置戸町」に、「興部町」を「滝上町 興部町 西興部村」に、「音更町」を「日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町 音更町」に、「大樹町」を「鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町」に、「豊頃町」を「豊頃町 本別町」に、

「釧路町」を「釧路町 厚岸町」に、「鶴居村」を「鶴居村 白糠町 別海町 中標津町 標津町」に改める。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の9の項の左欄に掲げる事務に係る農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同項の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第96号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項中「別表第3に定める金額を」の次に「、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合にあっては一の建築物につき別表第4に定める金額を」を加え、同項のエ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、「（確認の特例の場合にあっては、42,000円）」を削り、同項のオ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表の11の項のア(ア)中「17,000円」を「20,000円」に、「16,000円」を「19,000円」に改め、同項のイ(ア)中「20,000円」を「24,000円」に、「19,000円」を「23,000円」に改め、同項のウ(ア)中「27,000円」を「32,000円」に、「26,000円」を「31,000円」に改め、同項のエを次のように改める。

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 42,000円
（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、41,000円）

別表第1の11の項のオ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「57,000円」を「68,000円」に、「54,000円」を「65,000円」に改め、同項のカ中「79,000円」を「95,000円」に、「74,000円」を「90,000円」に改め、同項のキ中「130,000円」を「150,000円」に、「120,000円」を「140,000円」に改め、同項のク中「190,000円」を「220,000円」に、「180,000円」を「210,000円」に改め、同項のケ中「270,000円」を「310,000円」に、「260,000円」を「300,000円」に改め、同項のコ中「390,000円」を「420,000円」に、「380,000円」を「410,000円」に改め、同項のサ中「570,000円」を「600,000円」に、「560,000円」を「590,000円」に改め、同表の56の項中「33,000円」の次に「（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合（次項において「電子情報処理組織を使用する方法により行う場合」という。）における当該申請に係る審査にあっては、26,500円）」を加え、同表の57の項中「33,000円」の次に「（当該申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあっては、26,500円）」を加え、同表の95の項のア中「及び99の項から101の項まで」を「、99の項及び100の項」に改め、同項のア(イ)中「101の項」を「100の項」に改め、同項のエ(ア)a中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「及び99の項から101の項まで」を「、99の項及び100の項」に改め、同表の97の項を次のように改める。

97 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づ	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	判定申請又は計画通知のとき
--	----------------------	---	---------------

<p>く建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分（増築又は改築の場合にあっては当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。以下この項、次項及び98の項において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 39,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 43,600円</p>	<p>(イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 29,300円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 32,400円</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、</p>
---------------------------	--	---

	<p>それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 78,300円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 221,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 317,000円</p> <p>(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 58,100円</p>		<p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 97,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 168,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 246,000円</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項、次項及び98の項において</p>
--	--	--	--

	<p>同じ。) (エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。(イ)並びに次項ウ(ア)及び(イ)並びに98の項ウ(ア)及び(イ)において同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 257,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 322,000円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 416,000円</p> <p>d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 593,000円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 730,000円</p> <p>f 床面積の合計が1万</p>				<p>平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 863,000円</p> <p>g 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 985,000円</p> <p>(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 98,800円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 125,000円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 165,000円</p> <p>d 床面積の合計が</p>
--	--	--	--	--	---

	<p>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 266,000円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 348,000円</p> <p>f 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 418,000円</p> <p>g 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 490,000円</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 18,900円</p>				<p>c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 30,500円</p> <p>d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 90,500円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 143,000円</p> <p>f 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 180,000円</p> <p>g 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 225,000円</p>	
<p>(摘要)</p> <p>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の第3欄のア及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に</p>						

供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の第3欄のイ及びウに規定する金額を合計した金額とする。

別表第1の97の項の次に次のように加える。

<p>97の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</p>	<p>変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 22,500円</p> <p>b 床面積の合計が200</p>	<p>判定申請又は計画通知のとき</p>			<p>平方メートルを超えるもの 24,800円</p> <p>(イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 17,700円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 19,200円</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の</p>
---	-------------------------------	--	----------------------	--	--	---

	<p>建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 44,900円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 77,200円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 137,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 205,000円</p> <p>(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300</p>		<p>平方メートル以内のもの 34,800円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 60,700円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 110,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 169,000円</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>
--	--	--	---

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 134,000円
- b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 170,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 223,000円
- d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 342,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 436,000円
- f 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 522,000円
- g 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 605,000円

- (イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 54,900円
 - b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 72,200円
 - c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 97,800円
 - d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 178,000円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 245,000円

		<p>円</p> <p>f 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 299,000円</p> <p>g 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 357,000円</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 18,900円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 30,500円</p> <p>d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 90,500円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 143,000円</p> <p>f 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 180,000円</p> <p>g 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 225,000円</p>				<p>ル以内のもの 90,500円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 143,000円</p> <p>f 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 180,000円</p> <p>g 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 225,000円</p>	
<p>(摘要)</p> <p>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の第3欄のア及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の第3欄のイ及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p>							
<p>別表第1の98の項を次のように改める。</p>							
<p>98 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する</p>		<p>建築物エネルギー消費性能</p>	<p>軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件に</p>	<p>交付申請のとき</p>			

<p>法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付</p>	<p>確保計画軽微変更該当証明書交付手数料</p>	<p>つき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項のア(ア) a 及び b に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> <p>(イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について前項のア(イ) a 及び b に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p>	<p>イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項のイ(ア) a から d までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> <p>(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項のイ(イ) a から d までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する</p>
---	---------------------------	---	---

	<p>一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項のウ(ア)aからgまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> <p>(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項のウ(イ)aからgまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計に</p>				<p>ついて、前項のウ(ウ)aからgまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p>	
				<p>(摘要)</p> <p>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、この項の第3欄のア及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、この項の第3欄のイ及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p>		
			<p>別表第1の99の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項第3欄ア中「及び(イ)」を「、(イ)及びウ」に改め、同欄ア(ア)中「(イ)」を「(イ)及びウ」に改め、同欄ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。</p>	<p>(イ) 基準省令第10条第2号</p> <p>イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合</p> <p>次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200</p>		

平方メートル以内のもの 30,600円
b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 33,700円

別表第1の99の項第3欄イ中「及びウ」を「、ウ及びエ」に、「ウに掲げる」を「ウ及びエに掲げる」に改め、同欄中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める金額)
(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 59,400円(評価機関審

査を受けた場合にあっては、12,200円)
b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 98,800円(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)
c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 170,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、52,000円)
d 住宅の戸数が46戸以上のもの 248,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、91,700円)
(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 59,400円(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)

- b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 98,800円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)
- c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 170,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、52,000円)
- d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 248,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、91,700円)

別表第1の99の項摘要欄ア中「エ」を「オ」に改め、同欄イ中「エ又はウ及びエ」を「オ、ウ及びオ又はエ及びオ」に改め、同欄ウ中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同欄エ中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表の100の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第3欄イ中「及びイ」を「、(イ)及びウ」に改め、同欄イ(ア)中「(イ)」を「(イ)及びウ」に改め、同欄イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複

- 合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 19,000円
- b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 20,600円

別表第1の100の項第3欄ウ中「及びエ」を「、エ及びオ」に、「エに掲げる」を「エ及びオに掲げる」に改め、同欄中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

- エ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額
(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に

定める金額)

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの
36,200円(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
- b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの
62,400円(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)
- c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの
112,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、52,000円)
- d 住宅の戸数が46戸以上のもの 171,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、91,700円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応

じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 36,200円(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
- b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 62,400円(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)
- c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 112,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、52,000円)
- d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 171,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、91,700円)

別表第1の100の項摘要欄ア中「オ」を「カ」に改め、同欄イ中「及びオ又はエ及びオ」を「及びカ、エ及びカ又はオ及びカ」に改め、同欄ウ中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同欄エ中「第36条第2項」を「第31条

第2項に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表中101の項を削り、102の項を101の項とし、103の項を102の項とし、104の項を103の項とする。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4

一戸建ての住宅	7,500円
共同住宅	30,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第97号

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例

北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第19条及び第20条を次のように改める。

（多雪区域内の木造の柱の小径等）

第19条 多雪区域内における建築物の柱の小径について令第43条第1項の規定を適用する場合は、規則で定めるところにより、同項に規定する国土交通大臣が定める割合に積雪荷重を考慮したものによらなければならない。

2 多雪区域内における建築物の構造耐力上必要な軸組について令第46条第4項の規定を適用する場合は、規則で定めるところにより、同項に規定する国土交通大臣が定める基準に積雪荷重を考慮したものによらなければならない。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第20条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物又はその部分について増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱について、当該増築又は改築により構造耐力上支障がないと知事が認めるときは、当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱の小径に対しては、同項の規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により前条各項の規定の適用を受けない建築物又はその部分について増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するときは、当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱の小径及び軸組に対しては、同条各項の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までに工事に着手する地階を除く階数が2以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下の木造の建築物（延べ面積が300平方メートルを超えるものを除く。）については、この条例による改正後の北海道建築基準法施行条例第19条に規定する基準によることとするための設計の変更に必要な時間を要することその他の事由により、当該基準により難いと認められる場合においては、この条例による改正前の北海道建築基準法施行条例（次項において「改正前の条例」という。）第19条に規定する基準によることができる。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定により改正前の条例に規定する基準によることができるとされる基準に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第98号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び70の項」を削る。

別表第1の54の項のア(ア)中「1,550円」を「1,650円」に改め、同項のア(イ)中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750

円」に改め、同項のア(ウ)中「4,100円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）」を「3,900円（技能試験）」に、「6,600円」を「6,900円」に改め、同項のイ(ア)中「1,750円」を「1,900円」に改め、同項のイ(イ)中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に改め、同項のイ(ウ)中「2,550円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）」を「2,500円（技能試験）」に、「3,350円」を「3,300円」に改め、同項のウ(ア)中「1,750円」を「1,850円」に改め、同項のウ(イ)中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に改め、同項のウ(ウ)中「2,600円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）」を「2,800円（技能試験）」に、「4,050円」を「4,550円」に改め、同項のエ(ア)中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に改め、同項のエ(イ)中「1,500円」を「1,600円」に改め、同項のオ(ア)中「1,700円」を「1,800円」に改め、同項のオ(イ)中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に改め、同項のオ(ウ)中「4,800円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）」を「4,500円（技能試験）」に、「7,650円」を「7,450円」に改め、同項のカ(ア)中「1,700円」を「1,800円」に改め、同項のカ(イ)中「1,550円」を「1,650円」に改め、同項のカ(ウ)中「2,900円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）」を「2,950円（技能試験）」に、「4,350円」を「4,700円」に改め、同表の54の2の項のア中「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に改め、同項のイ中「3,750円」を「3,850円」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同表の55の項のア中「1,900円」を「2,050円」に、「4,400円」を「5,050円」に改め、同項のイ中「1,750円」を「1,950円」に、「2,550円」を「2,750円」に改め、同項のウ中「1,650円」を「1,800円」に、「3,100円」を「3,550円」に改め、同項のエ中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表の56の項第1欄中「第92条第1項」の次に「又は第95条の2第11項」を加え、同項第3欄を次のように改める。

ア 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付 次に掲げる区分に応

じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 道路交通法第92条第1項の規定による交付を受ける場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であって、同法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（57の2の項において「特定試験免除者」という。）に対する免許証の交付 2,100円（日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者（以下この項及び57の2の項において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあっては、1,900円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた金

額)

b その他の者に対する
免許証の交付 2,350
円(複数免許取得者に
対する交付にあって
は、2,150円に、与え
る免許1種類ごとに
200円を加えた金額)

(イ) 同法第95条の2第11項
の規定による交付を受け
る場合 2,550円

イ 仮運転免許に係る免許証
の交付 1,100円

別表第1の57の項のア中「2,250円」を「2,600円」に改め、同項のイ中「1,150円」を「1,050円」に改め、同表の57の4の項中「3,550円」を「3,650円」に改め、同項を同表の57の5の項とし、同表の57の3の項中「1,450円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同項を同表の57の4の項とし、同表中57の2の項を57の3の項とし、57の項の次に次のように加える。

57の2 道路交通法第95条の2第3項の規定に基づく特定免許情報の記録又は同法第95条の3の規定により読み替えて適用する同法第92条第2項の規定若しくは同法第106条の4第2項の規定に基づく免許情報記録の書換え	特定免許情報 記録手数料	ア 道路交通法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 同条第6項の規定による申出をする場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 特定試験免除者に係る記録 1,350円(複数	記録又は書換え申請のとき
---	-----------------	---	--------------

免許取得者に係る記録
にあっては、1,150円
に、与える免許1種類
ごとに200円を加えた金
額)

b その他の者に係る記
録 1,550円(複数免許
取得者に係る記録に
あっては、1,350円に、
与える免許1種類ごと
に200円を加えた金額)

(イ) 同法第101条の4の2
第2項の規定による申出
(以下この項及び58の項
において「更新時不交付
申出」という。)をする
場合 800円

(ウ) 同法第95条の2第6項
の規定による申出及び更
新時不交付申出のいずれ
もしない場合 1,500円
(同法第92条第1項、第
95条の2第11項若しくは
第101条の4の2第1項の
規定による免許証(仮運転
免許に係るものを除く。)
の交付又は同法第94条第
2項の規定による免許証
(仮運転免許に係るもの
を除く。)の再交付と同時
に記録を受ける場合に

	<p>あっては、100円)</p> <p>イ 同法第95条の3の規定により読み替えて適用する同法第92条第2項の規定又は同法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者に係る書換え 100円</p> <p>(イ) その他の書換え 1,550円（複数免許取得者に対する書換えにあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた金額）</p>		<p>2の2第1項の規定による経由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この項において「経由申請」という。）をする場合 2,750円</p> <p>(イ) 更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。） 1,300円</p> <p>(ウ) 経由申請及び更新時不交付申出のいずれもしない場合 2,850円</p> <p>イ 免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 経由申請をする場合であつて、同条第3項の規定による申出（以下この項及び次項において「経由地書換申出」という。）をするとき 1,000円</p> <p>(イ) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき 1,950円</p> <p>(ウ) 経由申請をしない場合 2,100円</p> <p>ウ 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期</p>	
--	--	--	---	--

別表第1の58の項中「基づく免許証」を「基づく免許証等」に、「免許証更新手数料」を「免許証等更新手数料」に改め、同項第3欄を次のように改める。

ア 免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 道路交通法第101条の

間の更新 次に掲げる区分
に応じ、それぞれ次に定め
る金額

(ア) 経由申請をする場合で
あって、経由地書換申出
をするとき 2,500円

(イ) 経由申請をする場合で
あって、経由地書換申出
をしないとき 2,850円

(ウ) 経由申請をしない場合
2,950円

別表第1の58の2の項中「免許証」を「免許証等」に改め、同項第3欄を次のように改める。

ア 経由地書換申出をする場
合 1,700円

イ 経由地書換申出をしない
場合 750円

別表第1の59の項中「1,400円」を「1,350円」に、「2,850円」を「3,100円」に改め、同表の61の項のア中「23,400円」を「23,750円」に改め、同項のイ中「19,500円」を「19,800円」に改め、同項のウ中「14,700円」を「14,450円」に改め、同項のエ中「21,500円」を「22,200円」に改め、同表の63の項のア中「14,550円」を「15,100円」に改め、同項のイ中「11,850円」を「12,000円」に改め、同項のウ中「9,650円」を「9,950円」に改め、同項のエ中「12,450円」を「12,850円」に改め、同表の63の2の項中「第104条の4第6項（同法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を「第105条の2第2項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の63の3の項中「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同項の次に次のように加える。

63の4 道路交通法第105 条の2第4項の規定に基 づく運転経歴情報の記録	運転経歴情報 記録手数料	900円(運転経歴証明書の交付 又は再交付と同時に運転経歴 情報の記録を受ける場合に あっては、100円)	記録申請 のとき
--	-----------------	--	-------------

別表第1の64の項中「2,350円」を「2,250円」に改め、同表の65の項のア中「750円」を「850円」に改め、同項のイ中「2,350円」を「2,400円」に改め、同項のエ(ア)中「4,450円」を「4,650円」に改め、同項のエ(イ)中「3,500円」を「3,800円」に改め、同項のエ(ウ)中「2,800円」を「3,050円」に改め、同項のオ(ア)中「4,150円」を「4,300円」に改め、同項のオ(イ)中「4,000円」を「4,200円」に改め、同項のカ中「1,500円」を「1,750円」に改め、同項のキ中「3,100円」を「3,200円」に改め、同項のク中「1,400円」を「1,850円」に改め、同項のケ中「750円」を「900円」に改め、同項のコ(ア)中「第92条の2第1項の表備考一の2」を「第95条の6第1項の表備考一のロ」に改め、「500円」の次に「(オンライン講習(道路交通法施行令第43条第1項の表講習手数料の項に規定するオンライン講習をいう。以下この項において同じ。)にあっては、200円)」を加え、同項のコ(イ)中「同表備考一の3」を「同法第95条の6第1項の表備考一のハ」に改め、「800円」の次に「(オンライン講習にあっては、200円)」を加え、同項のコ(ウ)中「同表備考一の4」を「同表備考一のニ」に、「に対する講習1,350円(道路交通法施行規則第38条第11項第1号ただし書の規定により行われる講習にあっては、800円)」を「のうち特定基準不該当者(国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下この項において同じ。)でないものに対する講習1,400円」に改め、同項のコに次のように加える。

(エ) 同表備考一のニに規定
する違反運転者等のうち
特定基準不該当者である
ものに対する講習 800
円(オンライン講習に
あっては、200円)

別表第1の65の項のサ(ア)中「6,450円」を「6,600円」に改め、同項のサ(イ)中「2,900円」を「2,950円」に改め、同項のシを次のように改める。

- シ 同法第108条の2第1項第13号に掲げる講習
 - (ア) 自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この項において「実車等指導」という。）を含む講習 12,900円
 - (イ) 実車等指導を含まない講習 9,350円

別表第1の65の項のシ中「同法第108条の2第1項第14号」を「同条第1項第14号」に、「2,250円」を「2,600円」に改め、同項のセ中「同法第108条の2第1項第15号又は第16号」を「同項第15号」に、「2,000円」を「2,100円」に改め、同項のセの次に次のように加える。

- ソ 同項第16号に掲げる講習
講習1時間につき2,050円

別表第1の65の項中「受講申込み」の次に「(オンライン講習の場合にあっては、免許証等の更新申請)」を加え、同表の66の項のア中「2,150円」を「2,300円」に改め、同項のイ中「2,050円」を「2,150円」に改め、同項のウ中「2,700円」を「2,850円」に改め、同項のエ中「2,550円」を「2,700円」に改め、同項のオ中「2,450円」を「2,550円」に改め、同表の67の項中「900円」を「1,000円」に改め、同表の68の項中「675円」を「700円」に改め、同表の69の項中「2,200円」を「2,550円」に改め、同表中70の項及び71の項を削り、72の項を70の項とする。

別表第2の1の事項の表1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に

改め、同表2の項中「6,700円」を「6,350円」に、「6,100円」を「6,250円」に、「2,100円」を「1,900円」に、「7,400円」を「7,750円」に改め、同表5の項中「2,350円」を「2,600円」に、「1,900円」を「1,850円」に、「2,650円」を「2,550円」に改め、同表6の項中「2,050円」を「2,000円」に、「2,550円」を「2,400円」に、「3,700円」を「3,750円」に改め、同表7の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表備考1中「2,350円」を「2,950円」に、「1,100円」を「1,350円」に改め、同表備考2中「500円」を「550円」に、「300円」を「350円」に改め、別表第2の2の事項の表1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に改め、同表2の項中「2,050円」を「2,100円」に改め、同表4及び同表5の項中「1,300円」を「1,350円」に改め、同表6の項中「1,500円」を「1,550円」に改め、同表7の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表備考1中「2,400円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「2,850円」を「2,950円」に改め、同表備考2中「150円を、普通自動車免許」を「200円を、普通自動車免許」に、「150円を減ずる」を「50円を減ずる」に改める。

附 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第3条の改正規定、別表第1の69の項の改正規定並びに同表中70の項及び71の項を削り、72の項を70の項とする改正規定は、同年4月1日から施行する。

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第99号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「41万5,600円」を「41万6,600円」に改め、同項第2号中「5万1,100円」を「5万1,600円」に改め、同項第3号中「5万

5,500円」を「5万6,900円」に改める。

第19条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の102.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に、「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の58.75」を「100分の60」に改める。

第19条の4第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75」を「100分の60」に改める。

第20条第1項中「服する職員」の次に「及び定年前再任用短時間勤務職員」

を加え、同条第2項の表中「26,060円」を「29,400円」に、「14,400円」を「16,200円」に、「10,220円」を「11,500円」に、「23,080円」を「26,000円」に、「12,900円」を「14,500円」に、「8,700円」を「9,800円」に、「22,260円」を「25,100円」に、「12,700円」を「14,300円」に、「8,500円」を「9,600円」に改める。

第20条の4第3項中「、第12条の3及び第20条」を「及び第12条の3」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	

	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	535,100
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	535,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	536,500
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	537,000
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
定年	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
前再	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
任用	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
短時	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
間勤	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
務職	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
員以	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
外の	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
職員	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			

69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400	386,600		
95		299,700	347,800	387,000		
96		300,100	348,200	387,400		
97		300,300	348,400	387,700		
98		300,600	348,800	388,200		
99		301,000	349,200	388,600		
100		301,400	349,500	389,000		
101		301,600	349,800	389,300		
102		301,900	350,200	389,800		
103		302,200	350,600	390,200		
104		302,500	351,000	390,600		
105		302,700	351,500	390,900		
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			

	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条第1項各号に掲げる職員及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	218,800	276,000	314,700	353,500	385,600
	2	222,000	277,800	315,900	355,300	387,400
	3	225,200	279,500	317,000	357,000	389,100
	4	228,400	281,200	318,100	358,700	390,700
	5	231,600	282,900	319,200	360,400	392,300
	6	234,700	284,400	320,300	361,900	394,400
	7	237,800	285,800	321,400	363,300	396,500
	8	240,800	287,300	322,400	364,600	398,500
	9	243,800	288,800	323,400	365,600	400,500
	10	246,700	290,300	324,800	367,300	402,500
	11	249,500	291,700	326,400	369,000	404,500
	12	252,300	293,100	328,000	370,700	406,500
	13	255,100	294,500	329,900	372,200	408,500
	14	258,000	295,900	331,500	373,900	410,600
	15	260,800	297,300	333,100	375,600	412,700
	16	263,400	298,700	334,700	377,200	414,800
	17	266,000	300,100	336,400	378,800	416,800

18	267,400	301,500	338,000	380,300	418,200
19	268,800	302,800	339,600	381,800	419,600
20	270,200	304,100	341,200	383,300	421,000
21	271,600	305,400	342,700	384,800	422,400
22	272,800	306,200	343,500	386,200	423,700
23	274,000	307,000	344,300	387,500	425,000
24	275,100	307,700	345,100	388,800	426,200
25	276,200	308,400	345,900	390,300	427,400
26	276,800	309,100	346,700	391,900	428,600
27	277,300	309,800	347,500	393,500	429,800
28	277,800	310,500	348,300	395,100	430,900
29	278,300	311,200	349,100	396,700	431,900
30	278,700	311,800	349,900	398,200	433,000
31	279,100	312,400	350,700	399,600	434,100
32	279,500	313,000	351,500	401,000	435,200
33	279,900	313,600	352,200	402,400	436,200
34	280,300	314,200	353,000	403,700	437,100
35	280,700	314,800	353,800	404,900	438,000
36	281,000	315,300	354,500	406,100	438,900
37	281,300	315,800	355,200	407,300	439,800
38	281,600	316,300	355,900	408,400	440,700
39	281,900	316,800	356,600	409,400	441,600
40	282,200	317,200	357,300	410,400	442,400

	41	282,500	317,600	358,000	410,900	442,800
	42	282,800	318,000	358,700	411,800	443,400
	43	283,100	318,400	359,300	412,700	444,000
	44	283,400	318,800	360,000	413,600	444,600
	45	283,700	319,200	360,800	414,500	445,100
	46	284,000	319,600	361,600	415,400	445,400
	47	284,300	320,000	362,300	416,300	445,900
	48	284,600	320,400	363,000	417,200	446,300
	49	284,900	320,800	363,700	418,000	446,600
	50	285,200	321,200	364,500	418,900	447,200
	51	285,500	321,600	365,300	419,800	447,800
定年	52	285,700	321,900	366,100	420,500	448,400
前再	53	285,900	322,200	366,900	420,700	449,000
任用	54	286,200	322,500	367,900	421,100	449,700
短時	55	286,500	322,800	368,800	421,500	450,300
間勤	56	286,700	323,100	369,500	421,800	450,900
務職	57	286,900	323,400	370,100	422,100	451,200
員以	58	287,200	323,700	371,000	422,300	451,900
外の	59	287,500	324,000	371,900	422,700	452,600
職員	60	287,700	324,200	372,700	423,100	453,300
	61	287,900	324,400	373,200	423,400	453,700
	62	288,200	324,700	373,600	423,900	454,000
	63	288,500	325,000	373,900	424,500	454,300
	64	288,700	325,200	374,200	425,000	454,500
	65	288,900	325,400	374,500	425,600	454,700
	66	289,100	325,700	374,900	426,200	454,900
	67	289,300	326,000	375,200	426,700	455,200
	68	289,600	326,200	375,500	427,200	455,500
	69	289,900	326,400	375,700	427,800	455,700
	70			376,000	428,300	456,000
	71			376,300	428,900	456,300
	72			376,600	429,500	456,500
	73			376,900	430,000	456,700
	74			377,100	430,600	457,000
	75			377,500	431,100	457,300
	76			377,800	431,700	457,500
	77			378,100	432,200	457,700
	78			378,600	432,700	458,000
	79			379,100	433,300	458,300
	80			379,500	433,900	458,500
	81			379,900	434,200	458,700
	82			380,300	434,800	
	83			380,800	435,400	
	84			381,300	435,900	
	85			381,700	436,300	

	86			382,200	436,800
	87			382,600	437,500
	88			383,000	438,200
	89			383,500	438,400
	90			384,000	438,900
	91			384,500	439,600
	92			385,000	440,300
	93			385,300	440,500
	94			385,700	441,000
	95			386,000	441,700
	96			386,400	442,400
	97			386,900	442,600
	98			387,200	
	99			387,700	
	100			388,100	
	101			388,700	
	102			389,000	
	103			389,500	
	104			389,900	
	105			390,500	
	106			390,800	
	107			391,300	
	108			391,700	
	109			392,300	
	110			392,600	
	111			393,100	
	112			393,500	
	113			394,100	
定年前再任用短時間勤務職員		基 準	基 準	基 準	基 準
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
		225,100	255,100	284,900	326,200
					355,100

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第4条関係)

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900

2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500			47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700	
3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100			48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200	
4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600			49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900	
5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700			50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300	
6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100			51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700	
7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500			52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200	
8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800			53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300	
9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100			54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500	
10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500			55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700	
11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900			56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900	
12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200			前再	57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500			任用	58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200			59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800	
15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900			短時	60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600			間勤	61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100			務職	62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600			員以	63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100			外の	64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500			職員	65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900			66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800	
22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500			67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600	
23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100			68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400	
24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400			69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100	
25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600			70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900	
26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900			71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700	
27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400			72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500	
28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800			73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200	
29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300			74	281,200	326,800	394,300	445,900		
30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800			75	281,900	327,500	394,900	446,400		
31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300			76	282,600	328,200	395,600	446,900		
32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700			77	283,200	328,900	396,300	447,400		
33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000			78	283,900	329,600	396,800	448,000		
34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400			79	284,600	330,300	397,400	448,500		
35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800			80	285,200	331,000	398,000	449,000		
36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300			81	285,800	331,700	398,500	449,500		
37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700			82	286,500	332,500	399,100	450,100		
38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200			83	287,200	333,200	399,700	450,600		
39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600			84	287,800	333,800	400,200	451,100		
40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100			85	288,400	334,300	400,700	451,600		
41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400			86	289,100	334,800	401,200			
42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600			87	289,800	335,200	401,700			
43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800			88	290,400	335,600	402,400			
44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000			89	291,000	335,900	402,800			
45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600			90	291,700	336,400	403,300			
46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100			91	292,400	336,800	403,800			

92	293,000	337,200	404,500		
93	293,600	337,500	404,900		
94	294,300	337,900	405,400		
95	294,900	338,300	405,900		
96	295,500	338,700	406,600		
97	295,800	339,200	407,000		
98	296,400	339,700	407,500		
99	297,000	340,200	408,000		
100	297,500	340,700	408,700		
101	298,000	341,200	409,100		
102	298,400	341,700			
103	298,800	342,200			
104	299,200	342,700			
105	299,600	343,100			
106	300,100	343,500			
107	300,600	344,000			
108	300,900	344,400			
109	301,100	344,900			
110	301,500	345,300			
111	301,800	345,700			
112	302,000	346,100			
113	302,300	346,600			
114	302,600	347,000			
115	302,900	347,400			
116	303,200	347,800			
117	303,500	348,300			
118	303,800	348,700			
119	304,000	349,100			
120	304,300	349,500			
121	304,600	349,900			
定年前再任用 短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
	221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区	職務の級	1	級	2	級	3	級	4	級
----------	------	---	---	---	---	---	---	---	---

分	号	俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1		291,400	370,000	426,700	484,400
	2		293,700	372,600	428,700	486,200
	3		296,000	375,100	430,700	488,000
	4		298,200	377,600	432,600	489,800
	5		300,300	380,100	434,500	491,600
	6		303,800	382,800	436,100	493,300
	7		307,300	385,500	437,700	495,000
	8		310,700	388,100	439,300	496,700
	9		314,100	390,200	440,900	498,400
	10		317,600	392,700	442,700	500,500
	11		321,000	395,200	444,500	502,600
	12		324,400	397,700	446,300	504,700
	13		327,800	400,300	448,100	506,700
	14		331,300	403,000	449,900	508,600
	15		334,700	405,600	451,700	510,700
	16		338,100	408,100	453,500	512,700
	17		341,500	410,500	455,100	514,600
	18		344,600	412,700	457,100	516,600
	19		347,700	414,800	459,000	518,600
	20		350,800	416,900	460,900	520,400
	21		354,000	419,000	462,300	522,200
	22		357,100	420,500	464,100	524,000
	23		360,200	422,000	465,900	525,800
	24		363,200	423,500	467,700	527,600
	25		366,200	424,900	469,500	529,200
	26		368,500	426,400	471,300	531,000
	27		370,800	427,900	473,100	532,800
	28		373,000	429,300	474,900	534,600
	29		374,900	430,700	476,700	536,200
	30		376,600	432,200	478,500	538,000
	31		378,300	433,700	480,300	539,800
	32		380,100	435,100	482,100	541,500
	33		381,900	436,500	483,900	543,100
	34		383,700	438,000	485,800	544,900
	35		385,300	439,500	487,700	546,600
	36		386,700	440,900	489,600	548,300
	37		388,100	442,300	491,500	549,800
	38		389,600	443,700	493,200	551,400
	39		391,100	445,100	495,000	552,800
	40		392,600	446,500	496,800	554,400
	41		394,100	447,900	498,400	555,900
	42		394,800	449,300	500,200	557,300
	43		395,400	450,700	502,000	558,700

定年	44	396,100	452,100	503,600	560,000			75		482,100	536,400		
前再	45	397,000	453,500	505,000	561,200			76		482,800	537,100		
任用	46	397,600	454,900	506,700	562,200			77		483,200	537,900		
短時	47	398,200	456,300	508,500	563,200			78		483,800	538,800		
間勤	48	398,800	457,700	510,200	564,200			79		484,400	539,700		
務職	49	399,400	459,100	511,700	565,200			80		484,900	540,600		
員以	50	399,900	460,800	513,000	566,100			81		485,400	541,400		
外の	51	400,400	462,400	514,300	567,000			82		485,900	542,300		
職員	52	400,900	464,000	515,600	567,900			83		486,400	543,200		
	53	401,400	465,600	516,600	568,700			84		486,900	544,100		
	54	401,800	466,800	517,900	569,600			85		487,300	544,900		
	55	402,200	468,000	519,200	570,500			86		487,800	545,800		
	56	402,600	469,100	520,500	571,400			87		488,200	546,700		
	57	403,000	470,100	521,500	572,300			88		488,700	547,600		
	58	403,400	471,100	522,300	573,200			89		489,200	548,400		
	59	403,800	472,000	523,100	574,100			90		489,800			
	60	404,200	472,800	523,900	574,800			91		490,400			
	61	404,600	473,500	524,800	575,700			92		490,800			
	62	405,000	474,200	525,600	576,600			93		491,300			
	63	405,400	474,900	526,400	577,500			94		491,900			
	64	405,800	475,500	527,100	578,400			95		492,500			
	65	406,100	476,200	527,900	579,300			96		493,000			
	66		476,900	528,700				97		493,500			
	67		477,500	529,400									
	68		478,100	530,300									
	69		478,400	531,200									
	70		479,000	532,000									
	71		479,700	532,900									
	72		480,400	533,800									
	73		480,800	534,600									
	74		481,400	535,500									
								定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額 円			
										301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給 料 月 額 円							
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500	443,900
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800	446,500
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100	449,000
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400	451,600
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700	454,000
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300	456,500

7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900	459,000
8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500	461,500
9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600	463,900
10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800	466,300
11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000	468,900
12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200	471,300
13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200	473,800
14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200	475,300
15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200	476,600
16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200	477,900
17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000	479,100
18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900	480,400
19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800	481,700
20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600	483,000
21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400	484,200
22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000	485,600
23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600	487,000
24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100	488,200
25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600	489,600
26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900	490,900
27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200	492,300
28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500	493,700
29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800	495,100
30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000	496,200
31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200	497,300
32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300	498,400
33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500	499,500
34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600	500,400
35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800	501,300
36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000	502,200
37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100	503,200
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900	
39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300	
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000	
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500	
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900	
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300	
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700	
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100	
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500	
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900	
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200	
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500	
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900	
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200	

定年	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500		
前再	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800		
任用	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600			
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900			
短時	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200			
間勤	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400			
務職	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700			
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000			
員以	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300			
外の	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500			
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800			
職員	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100			
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400			
	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600			
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	411,900			
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	412,200			
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	412,500			
	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	412,700			
	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300				
	71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800				
	72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300				
	73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900				
	74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400				
	75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000				
	76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600				
	77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100				
	78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600				
	79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100				
	80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600				
	81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900				
	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400				
	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800				
	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200				
	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600				
	86		294,100	330,400	351,200	393,100				
	87		294,300	330,600	351,500	393,500				
	88		294,500	330,900	351,800	393,900				
	89		294,900	331,300	352,200	394,300				
	90		295,100	331,700	352,500					
	91		295,300	332,000	352,800					
	92		295,500	332,300	353,100					
	93		295,900	332,600	353,500					
	94		296,100	332,800	353,800					
	95		296,300	333,200	354,100					
	96		296,600	333,500	354,400					

	97		296,900	333,700	354,700				
	98		297,100	334,000	355,100				
	99		297,300	334,300	355,500				
	100		297,600	334,600	355,900				
	101		297,900	334,800	356,400				
	102		298,100	335,100	356,800				
	103		298,300	335,400	357,200				
	104		298,600	335,600	357,600				
	105		298,900	335,800	358,100				
	106			336,000					
	107			336,400					
	108			336,600					
	109			336,800					
	110			337,200					
	111			337,600					
	112			338,000					
	113			338,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300

16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	

	61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200
	62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700
	63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100
	64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600
	65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100
	66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500
	67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800
	68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100
	69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500
	70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	436,900
	71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	437,200
	72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	437,500
	73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	437,900
	74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	438,300
	75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	438,600
	76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	438,900
	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	439,300
	78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	439,700
	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	440,000
	80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	440,300
定年	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	440,700
前再	82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500	
任用	83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900	
短時	84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200	
間勤	85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500	
務職	86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000	
員以	87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500	
外の	88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900	
職員	89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200	
	90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600	
	91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100	
	92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500	
	93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900	
	94	290,200	320,400	353,500	371,500		
	95	290,800	321,100	354,100	371,900		
	96	291,400	321,700	354,700	372,200		
	97	292,000	322,200	355,100	372,800		
	98	292,500	322,500	355,500	373,300		
	99	293,000	323,100	356,000	373,800		
	100	293,500	323,700	356,400	374,300		
	101	294,000	324,100	356,900	374,900		
	102	294,500	324,700	357,300	375,400		
	103	295,000	325,300	357,800	375,900		
	104	295,400	325,800	358,200	376,300		

105	295,800	326,200	358,500	376,900
106	296,300	326,700	359,000	377,400
107	296,800	327,200	359,400	377,900
108	297,100	327,700	359,700	378,400
109	297,300	328,100	360,100	379,000
110	297,600	328,500	360,600	379,400
111	297,800	328,800	361,100	379,900
112	298,100	329,100	361,600	380,400
113	298,400	329,400	362,100	381,000
114	298,600	329,800	362,600	
115	298,900	330,100	363,100	
116	299,100	330,400	363,500	
117	299,400	330,600	363,900	
118	299,700	330,900	364,300	
119	300,000	331,200	364,800	
120	300,300	331,400	365,300	
121	300,600	331,600	365,700	
122	301,000	331,900	366,200	
123	301,300	332,200	366,700	
124	301,600	332,500	367,200	
125	301,800	332,700	367,500	
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		
137	305,300	336,400		
138	305,600	336,800		
139	305,900	337,200		
140	306,200	337,600		
141	306,400	337,900		
142	306,800	338,300		
143	307,200	338,600		
144	307,500	339,000		
145	307,700	339,300		
146	307,900	339,700		
147	308,200	340,100		
148	308,600	340,500		
149	308,800	340,800		

150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「402,000」を「414,000」に、「461,000」を「475,000」に、「522,000」を「538,000」に、「603,000」を「621,000」に、「701,000」を「722,000」に、「800,000」を「824,000」に改め、同条第2項の表中「336,000」を「346,000」に、「371,000」を「382,000」に、「398,000」を「410,000」に改める。

第6条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の172.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に、「615,000」を「634,000」に、「718,000」を「740,000」に、「839,000」を「864,000」に改める。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の172.5」に改める。

(地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第4条 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第33項中「みなして、」の次に「北海道職員の給与に関する条例第20条第1項及び」を加える。

附則第35項中「、第12条の3並びに第20条」を「並びに第12条の3」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定（北海道職員の給与に関する条例第20条第1項及び第20条の4第3項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北海道職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第2条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（北海道職員の給与に関する条例第20条第1項及び第20条の4第3項の改正規定に限る。）による改正後の北海道職員の給与に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の規定は同年11月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の北海道職員の給与に関する条例、第2条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第100号

北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正)

- 第1条** 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の102.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に、「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の58.75」を「100分の60」に改める。

第19条の4第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75」を「100分の60」に改める。

第20条第1項中「服する学校職員」の次に「及び定年前再任用短時間勤務職員」を加え、同条第2項の表中「26,060円」を「29,400円」に、「14,400円」を「16,200円」に、「10,220円」を「11,500円」に、「23,080円」を「26,000円」に、「12,900円」を「14,500円」に、「8,700円」を「9,800円」に、「22,260円」を「25,100円」に、「12,700円」を「14,300円」に、「8,500円」を「9,600円」に改める。

第20条の3第2項中「、第11条の3及び第20条」を「及び第11条の3」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500	

	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	535,100	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	535,900	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	536,500	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	537,000	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800			
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200			
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600			
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000			
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300			
定年	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600			
前再	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000			
任用	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300			
短時	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600			
間勤	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900			
務職	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800				
員以	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100				
外の	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400				
学校	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600				
職員	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900				
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200				
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500				
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700				
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000				
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300				
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500				
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700				
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000				
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300				
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500				
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700				
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000				
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300				
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500				
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700				
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000				
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300				
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500				
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700				
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500					

87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800						
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000						
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200						
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500						
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800						
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000						
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200						
94		299,400	347,400	386,600							
95		299,700	347,800	387,000							
96		300,100	348,200	387,400							
97		300,300	348,400	387,700							
98		300,600	348,800	388,200							
99		301,000	349,200	388,600							
100		301,400	349,500	389,000							
101		301,600	349,800	389,300							
102		301,900	350,200	389,800							
103		302,200	350,600	390,200							
104		302,500	351,000	390,600							
105		302,700	351,500	390,900							
106		303,000	351,900								
107		303,300	352,300								
108		303,600	352,700								
109		303,800	353,200								
110		304,200	353,600								
111		304,600	353,900								
112		304,900	354,200								
113		305,100	354,700								
114		305,300									
115		305,600									
116		306,000									
117		306,200									
118		306,400									
119		306,700									
120		307,000									
121		307,400									
122		307,600									
123		307,900									
124		308,200									
125		308,500									
定年前再任用短時間勤務職	基準	基準									
	給料月額	給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700	

間勤	76	294,200	370,300	414,700	456,400
務職	77	294,800	371,800	415,900	456,900
	78	295,500	373,200	417,100	457,500
員以	79	296,200	374,600	418,400	458,000
	80	296,800	375,900	419,800	458,500
外の	81	297,400	377,200	421,100	459,000
	82	298,100	378,600	422,300	459,600
学校	83	298,800	380,000	423,300	460,100
	84	299,500	381,300	424,500	460,600
職員	85	300,200	382,400	425,700	461,100
	86	301,000	383,800	426,800	461,700
	87	301,700	385,100	428,000	462,200
	88	302,400	386,400	429,000	462,700
	89	303,100	387,600	430,100	463,200
	90	304,000	388,900	431,100	
	91	304,800	390,000	432,100	
	92	305,600	391,200	433,100	
	93	306,100	392,400	434,000	
	94	306,900	393,500	434,800	
	95	307,700	394,700	435,600	
	96	308,500	395,900	436,400	
	97	309,200	397,300	437,100	
	98	310,000	398,300	437,500	
	99	310,800	399,300	437,900	
	100	311,500	400,300	438,300	
	101	312,300	401,200	438,700	
	102	313,200	402,200	439,000	
	103	314,100	403,300	439,300	
	104	314,900	404,400	439,500	
	105	315,500	405,100	439,800	
	106	316,300	406,000	440,100	
	107	317,100	406,900	440,400	
	108	317,900	407,800	440,600	
	109	318,600	408,600	440,800	
	110	319,000	409,400	441,100	
	111	319,400	410,200	441,400	
	112	319,900	411,000	441,600	
	113	320,400	411,600	441,800	
	114	320,800	412,300	442,100	
	115	321,300	413,000	442,400	
	116	321,700	413,700	442,600	
	117	322,200	414,300	442,800	
	118	322,700	414,800		
	119	323,100	415,200		
	120	323,600	415,500		

	121	324,100	415,800		
	122	324,500	416,100		
	123	325,000	416,400		
	124	325,500	416,600		
	125	326,100	416,800		
	126	326,400	417,100		
	127	326,700	417,400		
	128	327,000	417,600		
	129	327,200	417,800		
	130	327,500	418,100		
	131	327,800	418,400		
	132	328,000	418,600		
	133	328,200	418,800		
	134	328,400	419,100		
	135	328,600	419,400		
	136	328,900	419,600		
	137	329,200	419,800		
	138	329,400	420,100		
	139	329,700	420,400		
	140	330,000	420,600		
	141	330,200	420,800		
	142	330,400	421,100		
	143	330,700	421,400		
	144	330,900	421,600		
	145	331,200	421,800		
	146	331,400			
	147	331,700			
	148	332,000			
	149	332,200			
	150	332,400			
	151	332,700			
	152	333,000			
	153	333,200			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
	238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号俵	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	359,700	380,600	455,800
	39	263,500	290,400	361,100	381,800	456,300
	40	264,700	292,200	362,400	382,900	456,800

	41	265,900	294,000	363,700	384,000	457,300
	42	267,000	295,900	365,100	385,200	457,800
	43	268,100	297,700	366,400	386,400	458,300
	44	269,200	299,400	367,700	387,500	458,800
	45	270,200	301,100	369,000	388,600	459,300
	46	271,000	302,900	370,200	389,800	459,800
	47	271,800	304,600	371,400	391,000	460,300
	48	272,600	306,200	372,600	392,200	460,800
	49	273,300	307,800	373,800	393,400	461,300
	50	274,100	309,500	375,000	394,700	
	51	274,800	311,300	376,200	395,900	
	52	275,500	313,000	377,400	397,100	
	53	276,300	314,300	378,500	398,300	
	54	277,100	316,200	379,700	399,600	
	55	277,900	318,000	380,900	400,600	
	56	278,600	319,700	382,100	401,700	
	57	279,300	321,400	383,200	402,900	
	58	280,100	323,300	384,500	404,100	
	59	280,900	325,000	385,800	405,300	
	60	281,600	326,700	387,000	406,500	
	61	282,200	328,400	387,900	407,600	
	62	282,900	330,200	389,100	408,600	
	63	283,600	332,000	390,100	409,900	
	64	284,200	333,700	391,200	411,100	
	65	284,900	335,400	392,000	412,300	
	66	285,600	336,700	393,100	413,400	
	67	286,300	338,000	394,100	414,500	
	68	287,000	339,300	395,100	415,600	
	69	287,700	340,800	396,200	416,600	
	70	288,500	342,300	397,200	417,800	
	71	289,200	343,800	398,300	419,000	
	72	289,900	345,300	399,400	420,200	
定年	73	290,400	346,700	400,400	420,800	
前再	74	291,100	348,200	401,500	421,600	
任用	75	291,800	349,700	402,600	422,300	
短時	76	292,400	351,200	403,600	422,800	
間勤	77	293,000	352,600	404,500	423,100	
務職	78	293,700	354,100	405,400	423,400	
員以	79	294,300	355,600	406,400	423,800	
外の	80	294,900	357,100	407,400	424,200	
学校	81	295,500	358,500	408,200	424,500	
職員	82	296,100	359,800	409,000	424,900	
	83	296,700	361,100	409,700	425,200	
	84	297,300	362,300	410,500	425,500	
	85	297,800	363,500	411,200	425,800	

86	298,300	364,700	411,800	426,200
87	298,800	365,900	412,500	426,500
88	299,300	367,000	413,200	426,800
89	299,700	368,100	413,800	427,100
90	300,300	369,200	414,500	427,400
91	300,800	370,300	415,000	427,700
92	301,300	371,400	415,600	427,900
93	301,600	372,500	416,000	428,100
94	302,100	373,700	416,400	428,400
95	302,600	374,800	416,700	428,700
96	303,000	375,900	417,000	428,900
97	303,400	376,900	417,200	429,100
98	303,900	377,900	417,500	429,400
99	304,400	378,800	417,800	429,700
100	304,800	379,700	418,000	429,900
101	305,200	380,500	418,200	430,100
102	305,600	381,500	418,500	430,400
103	306,000	382,400	418,800	430,700
104	306,300	383,300	419,000	430,900
105	306,500	384,100	419,200	431,100
106	306,800	385,000	419,500	
107	307,100	385,900	419,800	
108	307,300	386,800	420,000	
109	307,500	387,600	420,200	
110	307,700	388,600	420,500	
111	308,000	389,500	420,800	
112	308,300	390,400	421,000	
113	308,500	391,000	421,200	
114	308,700	391,900	421,500	
115	308,900	392,800	421,800	
116	309,200	393,700	422,000	
117	309,500	394,500	422,200	
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		
120	310,300	396,800		
121	310,500	397,400		
122	310,700	398,100		
123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400		
125	311,500	400,000		
126		400,700		
127		401,200		
128		401,800		
129		402,400		
130		403,000		

131	403,500				
132	404,000				
133	404,300				
134	404,600				
135	404,900				
136	405,200				
137	405,500				
138	405,800				
139	406,100				
140	406,400				
141	406,700				
142	407,000				
143	407,300				
144	407,600				
145	407,800				
146	408,100				
147	408,400				
148	408,600				
149	408,800				
150	409,100				
151	409,400				
152	409,600				
153	409,800				
154	410,100				
155	410,400				
156	410,600				
157	410,800				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
	229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考(1) この表は、中等教育学校の前期課程及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)
第2条 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第42号）の一部を次のように改正する。
附則第46項中「みなして、」の次に「学校職員給与条例第20条第1項並びに」を加える。

附則第48項中「、第11条の3並びに第20条」を「並びに第11条の3」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定（北海道学校職員の給与に関する条例第20条第1項及び第20条の3第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（北海道学校職員の給与に関する条例第20条第1項及び第20条の3第2項の改正規定に限る。）による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定及び第2条の規定による改正後の地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の規定は同年11月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の北海道学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第101号

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300

	34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800		務職	79	294,300	355,600	406,400	423,800
	35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300		員以	80	294,900	357,100	407,400	424,200
	36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800		外の	81	295,500	358,500	408,200	424,500
	37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300		学校	82	296,100	359,800	409,000	424,900
	38	262,300	288,500	359,700	380,600	455,800		職員	83	296,700	361,100	409,700	425,200
	39	263,500	290,400	361,100	381,800	456,300			84	297,300	362,300	410,500	425,500
	40	264,700	292,200	362,400	382,900	456,800			85	297,800	363,500	411,200	425,800
	41	265,900	294,000	363,700	384,000	457,300			86	298,300	364,700	411,800	426,200
	42	267,000	295,900	365,100	385,200	457,800			87	298,800	365,900	412,500	426,500
	43	268,100	297,700	366,400	386,400	458,300			88	299,300	367,000	413,200	426,800
	44	269,200	299,400	367,700	387,500	458,800			89	299,700	368,100	413,800	427,100
	45	270,200	301,100	369,000	388,600	459,300			90	300,300	369,200	414,500	427,400
	46	271,000	302,900	370,200	389,800	459,800			91	300,800	370,300	415,000	427,700
	47	271,800	304,600	371,400	391,000	460,300			92	301,300	371,400	415,600	427,900
	48	272,600	306,200	372,600	392,200	460,800			93	301,600	372,500	416,000	428,100
	49	273,300	307,800	373,800	393,400	461,300			94	302,100	373,700	416,400	428,400
	50	274,100	309,500	375,000	394,700				95	302,600	374,800	416,700	428,700
	51	274,800	311,300	376,200	395,900				96	303,000	375,900	417,000	428,900
	52	275,500	313,000	377,400	397,100				97	303,400	376,900	417,200	429,100
	53	276,300	314,300	378,500	398,300				98	303,900	377,900	417,500	429,400
	54	277,100	316,200	379,700	399,600				99	304,400	378,800	417,800	429,700
	55	277,900	318,000	380,900	400,600				100	304,800	379,700	418,000	429,900
	56	278,600	319,700	382,100	401,700				101	305,200	380,500	418,200	430,100
	57	279,300	321,400	383,200	402,900				102	305,600	381,500	418,500	430,400
	58	280,100	323,300	384,500	404,100				103	306,000	382,400	418,800	430,700
	59	280,900	325,000	385,800	405,300				104	306,300	383,300	419,000	430,900
	60	281,600	326,700	387,000	406,500				105	306,500	384,100	419,200	431,100
	61	282,200	328,400	387,900	407,600				106	306,800	385,000	419,500	
	62	282,900	330,200	389,100	408,600				107	307,100	385,900	419,800	
	63	283,600	332,000	390,100	409,900				108	307,300	386,800	420,000	
	64	284,200	333,700	391,200	411,100				109	307,500	387,600	420,200	
	65	284,900	335,400	392,000	412,300				110	307,700	388,600	420,500	
	66	285,600	336,700	393,100	413,400				111	308,000	389,500	420,800	
	67	286,300	338,000	394,100	414,500				112	308,300	390,400	421,000	
	68	287,000	339,300	395,100	415,600				113	308,500	391,000	421,200	
	69	287,700	340,800	396,200	416,600				114	308,700	391,900	421,500	
	70	288,500	342,300	397,200	417,800				115	308,900	392,800	421,800	
	71	289,200	343,800	398,300	419,000				116	309,200	393,700	422,000	
	72	289,900	345,300	399,400	420,200				117	309,500	394,500	422,200	
定年	73	290,400	346,700	400,400	420,800				118	309,700	395,200		
前再	74	291,100	348,200	401,500	421,600				119	310,000	396,000		
任用	75	291,800	349,700	402,600	422,300				120	310,300	396,800		
短時	76	292,400	351,200	403,600	422,800				121	310,500	397,400		
間勤	77	293,000	352,600	404,500	423,100				122	310,700	398,100		
	78	293,700	354,100	405,400	423,400				123	310,900	398,800		

124	311,200	399,400			
125	311,500	400,000			
126		400,700			
127		401,200			
128		401,800			
129		402,400			
130		403,000			
131		403,500			
132		404,000			
133		404,300			
134		404,600			
135		404,900			
136		405,200			
137		405,500			
138		405,800			
139		406,100			
140		406,400			
141		406,700			
142		407,000			
143		407,300			
144		407,600			
145		407,800			
146		408,100			
147		408,400			
148		408,600			
149		408,800			
150		409,100			
151		409,400			
152		409,600			
153		409,800			
154		410,100			
155		410,400			
156		410,600			
157		410,800			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
	229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考(1) この表は、中学校、義務教育学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加

算した額とする。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- この条例の施行に伴う経過措置については、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年北海道条例第100号）附則第3項及び第4項の規定を準用する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第102号

北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の102.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に、「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の58.75」を「100分の60」に改める。

第22条の4第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75」を「100分の60」に改める。

第23条第1項中「服する職員」の次に「及び定年前再任用短時間勤務職員」を加え、同条第2項の表中「26,060円」を「29,400円」に、「14,400円」を「16,200円」に、「10,220円」を「11,500円」に、「23,080円」を「26,000円」に、「12,900円」を「14,500円」に、「8,700円」を「9,800円」に、「22,260円」を「25,100円」に、「12,700円」を「14,300円」に、「8,500円」を「9,600円」に改める。

第24条中「、第14条の3及び前条」を「及び第14条の3」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円								
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500

	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000
	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
	44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700
	45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
	46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	
	47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	
	48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	
	49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400	
	50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700	
	51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000	
	52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400	
	53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800	
	54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000	
	55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300	
	56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500	
	57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900	
	58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100	
	59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300	
	60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500	
	61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900	
	62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400	461,100	
	63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700	461,300	
	64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000	461,500	
	65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200	461,900	
	66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500	462,100	
	67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800	462,300	
	68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100	462,500	
	69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300	462,900	
	70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600		
	71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900		
	72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100		
	73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300		
	74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600		
	75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900		
	76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200		
	77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400		
	78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700		
	79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000		
	80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300		

81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100	
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400	
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600	
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800	
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100	
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400	
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600	
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800	
94	308,300	330,200	356,200	389,800	421,700		
95	309,200	331,400	357,700	390,300	422,100		
96	310,000	332,600	359,100	390,800	422,500		
97	310,800	333,800	360,400	391,200	422,800		
98	311,800	335,100	361,600	391,600			
99	312,700	336,300	362,700	392,100			
100	313,600	337,500	363,900	392,600			
101	314,500	338,900	365,000	393,000			
102	315,500	339,800	366,100	393,500			
103	316,500	340,800	367,200	394,000			
104	317,400	341,900	368,300	394,500			
105	318,200	343,000	369,500	394,800			
106	318,800	344,100	370,000	395,200			
107	319,400	345,100	370,600	395,700			
108	320,000	346,100	371,200	396,000			
109	320,500	347,300	371,800	396,300			
110	321,000	348,300	372,300	396,800			
111	321,400	349,300	372,700	397,300			
112	321,900	350,200	373,200	397,800			
113	322,700	351,100	373,600	398,100			
114	323,400	352,000	374,000	398,600			
115	324,100	353,000	374,500	399,100			
116	324,700	354,000	375,000	399,600			
117	325,300	355,000	375,400	399,900			
118	326,000	355,400	375,900	400,400			
119	326,700	356,000	376,500	400,900			
120	327,500	356,600	377,000	401,400			
121	328,100	356,900	377,200	401,800			
122	328,400	357,300	377,700	402,300			
123	328,900	357,700	378,200	402,700			
124	329,400	358,100	378,600	403,200			
125	329,700	358,500	379,100	403,600			

	126		358,900	379,600						
	127		359,300	380,100						
	128		359,700	380,600						
	129		360,100	380,900						
	130		360,500	381,400						
	131		360,900	381,900						
	132		361,300	382,400						
	133		361,500	382,700						
	134		362,000	383,200						
	135		362,400	383,600						
	136		362,700	384,000						
	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基準								
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第2 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600

11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500	
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	535,100	
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	535,900	
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	536,500	
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	537,000	
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800			
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200			
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600			
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000			

	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300				
定年	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600				
前再	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000				
任用	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300				
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600				
短時	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900				
間勤	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800					
務職	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100					
員以	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400					
外の	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600					
職員	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900					
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200					
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500					
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700					
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000					
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300					
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500					
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700					
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000					
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300					
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500					
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700					
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000					
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300					
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500					
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700					
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000					
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300					
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500					
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700					
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500						
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800						
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000						
	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200						
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500						
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800						
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000						
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200						
	94		299,400	347,400	386,600							
	95		299,700	347,800	387,000							
	96		300,100	348,200	387,400							
	97		300,300	348,400	387,700							
	98		300,600	348,800	388,200							
	99		301,000	349,200	388,600							
	100		301,400	349,500	389,000							

	101		301,600	349,800	389,300						
	102		301,900	350,200	389,800						
	103		302,200	350,600	390,200						
	104		302,500	351,000	390,600						
	105		302,700	351,500	390,900						
	106		303,000	351,900							
	107		303,300	352,300							
	108		303,600	352,700							
	109		303,800	353,200							
	110		304,200	353,600							
	111		304,600	353,900							
	112		304,900	354,200							
	113		305,100	354,700							
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条第1項各号に掲げる職員及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第3 (第5条関係)

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	218,800	276,000	314,700	353,500	385,600
	2	222,000	277,800	315,900	355,300	387,400
	3	225,200	279,500	317,000	357,000	389,100
	4	228,400	281,200	318,100	358,700	390,700

5	231,600	282,900	319,200	360,400	392,300
6	234,700	284,400	320,300	361,900	394,400
7	237,800	285,800	321,400	363,300	396,500
8	240,800	287,300	322,400	364,600	398,500
9	243,800	288,800	323,400	365,600	400,500
10	246,700	290,300	324,800	367,300	402,500
11	249,500	291,700	326,400	369,000	404,500
12	252,300	293,100	328,000	370,700	406,500
13	255,100	294,500	329,900	372,200	408,500
14	258,000	295,900	331,500	373,900	410,600

	15	260,800	297,300	333,100	375,600	412,700		員以	60	287,700	324,200	372,700	423,100	453,300
	16	263,400	298,700	334,700	377,200	414,800		外の	61	287,900	324,400	373,200	423,400	453,700
	17	266,000	300,100	336,400	378,800	416,800		職員	62	288,200	324,700	373,600	423,900	454,000
	18	267,400	301,500	338,000	380,300	418,200			63	288,500	325,000	373,900	424,500	454,300
	19	268,800	302,800	339,600	381,800	419,600			64	288,700	325,200	374,200	425,000	454,500
	20	270,200	304,100	341,200	383,300	421,000								
	21	271,600	305,400	342,700	384,800	422,400			65	288,900	325,400	374,500	425,600	454,700
	22	272,800	306,200	343,500	386,200	423,700			66	289,100	325,700	374,900	426,200	454,900
	23	274,000	307,000	344,300	387,500	425,000			67	289,300	326,000	375,200	426,700	455,200
	24	275,100	307,700	345,100	388,800	426,200			68	289,600	326,200	375,500	427,200	455,500
	25	276,200	308,400	345,900	390,300	427,400			69	289,900	326,400	375,700	427,800	455,700
	26	276,800	309,100	346,700	391,900	428,600			70			376,000	428,300	456,000
	27	277,300	309,800	347,500	393,500	429,800			71			376,300	428,900	456,300
	28	277,800	310,500	348,300	395,100	430,900			72			376,600	429,500	456,500
	29	278,300	311,200	349,100	396,700	431,900			73			376,900	430,000	456,700
	30	278,700	311,800	349,900	398,200	433,000			74			377,100	430,600	457,000
	31	279,100	312,400	350,700	399,600	434,100			75			377,500	431,100	457,300
	32	279,500	313,000	351,500	401,000	435,200			76			377,800	431,700	457,500
	33	279,900	313,600	352,200	402,400	436,200			77			378,100	432,200	457,700
	34	280,300	314,200	353,000	403,700	437,100			78			378,600	432,700	458,000
	35	280,700	314,800	353,800	404,900	438,000			79			379,100	433,300	458,300
	36	281,000	315,300	354,500	406,100	438,900			80			379,500	433,900	458,500
	37	281,300	315,800	355,200	407,300	439,800			81			379,900	434,200	458,700
	38	281,600	316,300	355,900	408,400	440,700			82			380,300	434,800	
	39	281,900	316,800	356,600	409,400	441,600			83			380,800	435,400	
	40	282,200	317,200	357,300	410,400	442,400			84			381,300	435,900	
	41	282,500	317,600	358,000	410,900	442,800			85			381,700	436,300	
	42	282,800	318,000	358,700	411,800	443,400			86			382,200	436,800	
	43	283,100	318,400	359,300	412,700	444,000			87			382,600	437,500	
	44	283,400	318,800	360,000	413,600	444,600			88			383,000	438,200	
	45	283,700	319,200	360,800	414,500	445,100			89			383,500	438,400	
	46	284,000	319,600	361,600	415,400	445,400			90			384,000	438,900	
	47	284,300	320,000	362,300	416,300	445,900			91			384,500	439,600	
	48	284,600	320,400	363,000	417,200	446,300			92			385,000	440,300	
	49	284,900	320,800	363,700	418,000	446,600			93			385,300	440,500	
	50	285,200	321,200	364,500	418,900	447,200			94			385,700	441,000	
	51	285,500	321,600	365,300	419,800	447,800			95			386,000	441,700	
定年	52	285,700	321,900	366,100	420,500	448,400			96			386,400	442,400	
前再	53	285,900	322,200	366,900	420,700	449,000			97			386,900	442,600	
任用	54	286,200	322,500	367,900	421,100	449,700			98			387,200		
短時	55	286,500	322,800	368,800	421,500	450,300			99			387,700		
間勤	56	286,700	323,100	369,500	421,800	450,900			100			388,100		
務職	57	286,900	323,400	370,100	422,100	451,200			101			388,700		
	58	287,200	323,700	371,000	422,300	451,900			102			389,000		
	59	287,500	324,000	371,900	422,700	452,600			103			389,500		
									104			389,900		

	105			390,500		
	106			390,800		
	107			391,300		
	108			391,700		
	109			392,300		
	110			392,600		
	111			393,100		
	112			393,500		
	113			394,100		
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	
	円	円	円	円	円	
	225,100	255,100	284,900	326,200	355,100	

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第5条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100

	20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
	29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300
	30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800
	31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300
	32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700
	33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000
	34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
	35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
	36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300
	37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
	38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200
	39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100
	41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400
	42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600
	43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800
	44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000
	45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
	46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
	47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
	48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200
	49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
	50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
	51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
	52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
	53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
	54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
	55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700
定年	56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
前再	57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
任用	58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
短時	59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
間勤	60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
務職	61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
員以	62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
	63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
	64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200

外の職員	65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
	66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
	67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
	68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400
	69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
	70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
	71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
	72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500
	73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
	74	281,200	326,800	394,300	445,900	
	75	281,900	327,500	394,900	446,400	
	76	282,600	328,200	395,600	446,900	
	77	283,200	328,900	396,300	447,400	
	78	283,900	329,600	396,800	448,000	
	79	284,600	330,300	397,400	448,500	
	80	285,200	331,000	398,000	449,000	
	81	285,800	331,700	398,500	449,500	
	82	286,500	332,500	399,100	450,100	
	83	287,200	333,200	399,700	450,600	
	84	287,800	333,800	400,200	451,100	
	85	288,400	334,300	400,700	451,600	
	86	289,100	334,800	401,200		
	87	289,800	335,200	401,700		
	88	290,400	335,600	402,400		
	89	291,000	335,900	402,800		
	90	291,700	336,400	403,300		
	91	292,400	336,800	403,800		
	92	293,000	337,200	404,500		
93	293,600	337,500	404,900			
94	294,300	337,900	405,400			
95	294,900	338,300	405,900			
96	295,500	338,700	406,600			
97	295,800	339,200	407,000			

	98	296,400	339,700	407,500	
	99	297,000	340,200	408,000	
	100	297,500	340,700	408,700	
	101	298,000	341,200	409,100	
	102	298,400	341,700		
	103	298,800	342,200		
	104	299,200	342,700		
	105	299,600	343,100		
	106	300,100	343,500		
	107	300,600	344,000		
	108	300,900	344,400		
	109	301,100	344,900		
	110	301,500	345,300		
	111	301,800	345,700		
	112	302,000	346,100		
	113	302,300	346,600		
	114	302,600	347,000		
	115	302,900	347,400		
	116	303,200	347,800		
	117	303,500	348,300		
	118	303,800	348,700		
	119	304,000	349,100		
	120	304,300	349,500		
	121	304,600	349,900		
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
	221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、北海道警察本部の科学捜査研究所及び方面本部の鑑識課に置く科学捜査研究室に勤務し、研究及び実験による犯罪鑑識の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第5条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300

4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100

	49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
	50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
	51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
	52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
	53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
	54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
	55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
	56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
	57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
	58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
	59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
	60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
	61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
	62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
	63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
	64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
	65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
	66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
	67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
	68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
	69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
	70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	436,900	
	71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	437,200	
	72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	437,500	
	73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	437,900	
	74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	438,300	
	75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	438,600	
	76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	438,900	
	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	439,300	
	78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	439,700	
定年	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	440,000	
前再	80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	440,300	
任用	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	440,700	
短時	82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
間勤	83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
務職	84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
員以	85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
外の	86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
職員	87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		
	88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		
	89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200		
	90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600		
	91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100		
	92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500		

93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	353,500	371,500	
95	290,800	321,100	354,100	371,900	
96	291,400	321,700	354,700	372,200	
97	292,000	322,200	355,100	372,800	
98	292,500	322,500	355,500	373,300	
99	293,000	323,100	356,000	373,800	
100	293,500	323,700	356,400	374,300	
101	294,000	324,100	356,900	374,900	
102	294,500	324,700	357,300	375,400	
103	295,000	325,300	357,800	375,900	
104	295,400	325,800	358,200	376,300	
105	295,800	326,200	358,500	376,900	
106	296,300	326,700	359,000	377,400	
107	296,800	327,200	359,400	377,900	
108	297,100	327,700	359,700	378,400	
109	297,300	328,100	360,100	379,000	
110	297,600	328,500	360,600	379,400	
111	297,800	328,800	361,100	379,900	
112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	362,600		
115	298,900	330,100	363,100		
116	299,100	330,400	363,500		
117	299,400	330,600	363,900		
118	299,700	330,900	364,300		
119	300,000	331,200	364,800		
120	300,300	331,400	365,300		
121	300,600	331,600	365,700		
122	301,000	331,900	366,200		
123	301,300	332,200	366,700		
124	301,600	332,500	367,200		
125	301,800	332,700	367,500		
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			

138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給 料 月 額						
	円	円	円	円	円	円	円
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、北海道警察本部、方面本部等に勤務する保健師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)
第2条 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第58項中「みなして、」の次に「北海道地方警察職員の給与に関する条例第23条第1項及び」を加える。
 附則第60項中「、第14条の3並びに第23条」を「並びに第14条の3」に改め

る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定（北海道地方警察職員の給与に関する条例第23条第1項及び第24条の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（北海道地方警察職員の給与に関する条例第23条第1項及び第24条の改正規定に限る。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の規定は同年11月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。